

土 木 委 員 会 記 録
＜第 3 号＞

平成21年第 6 回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月14日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成21年12月14日 月曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 4 時25分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 乙第 9 号議案 沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
- 2 乙第10号議案 工事請負契約について
- 3 乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 4 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 5 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 6 乙第23号議案 県道の路線の一部廃止について
- 7 乙第24号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 8 陳情平成20年第68号、同第115号、同第133号、同第138号、同第152号、同第160号、同第183号、同第185号、同第202号の 2、陳情第18号、第24号、第35号から第37号まで、第74号の 4、第76号、第90号、第109号、第118号、第119号、第134号、第135号、第140号、第157号、第158号、第165号、第166号、第168号、第172号、第174号の 3、第179号、第181号、第188号、第191号の 3、第194号の 2 及び第199号
- 7 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委員	長	當	山	眞	市	君
副委員	長	照	屋	大	河	君
委員		新	垣	良	俊	君
委員		嶺	井		光	君
委員		池	間		淳	君
委員		新	垣	哲	司	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		嘉	陽	宗	儀	君
委員		大	城	一	馬	君
委員		平	良	昭	一	君
委員		新	垣	安	弘	君
委員		吉	田	勝	廣	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土 木 建 築 部 長	仲 田 文 昭 君
土 木 企 画 課 長	喜 瀬 普 一 郎 君
参 事 兼 技 術 管 理 課 長	比 嘉 和 夫 君
道 路 街 路 課 長	新 里 末 守 君
道 路 管 理 課 長	前 泊 勇 栄 君
河 川 課 長	小 禄 茂 徳 君
港 湾 課 長	神 田 豪 君
都市計画・モノレール課長	儀 間 真 明 君
下 水 道 課 長	宮 城 光 秋 君
建 築 指 導 課 長	當 銘 健 一 郎 君

○**當山真市委員長** ただいまから、土木委員会を開会いたします。

乙第9号議案、乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案の7件、陳情平成20年第68号外36件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** 乙第9号議案につきましては、お手元の冊子平成21年第6回沖縄県議会定例会議案その2により、順次御説明申し上げます。

63ページをお開きください。乙第9号議案沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、景観行政は市町村が主体的な役割を担うことが望ましいとする景観法の趣旨や沖縄県景観形成審議会の答申を踏まえ、市町村に関する規定について整理するほか、市町村が行う景観形成に関する施策の実施に県が必要な協力及び助言を行うことを定めるものであります。また、県の景観施策の基本となる計画の策定について定めるものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** お手元に配りました説明資料に従いまして、説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。沖縄県の風景づくりというタイトルがございますが、上のほうに現在の沖縄県の憂うべき事例を少し載せております。左上が稜線上に、良好な斜面地に立地する建築物とか工作物があります。それから真ん中のほうに、農村風景やあるいは海岸風景の周辺にそぐわない突出した高層ビルが立地している事例、右側のほうに世界遺産周辺一上は斎場御嶽ですね、その下が勝連城跡でございますけれども、それぞれ世界遺産に建物群が迫ってくる様子があると。下のほうは市街地の中で雑然とした電線類や屋外広告物のはんらんしている状況という、景観上少し危惧すべき事例がございます。一方で、沖縄県のほうでは、下のほうにありますけれども自然、歴史あるいは地域の特性、あるいは公共空間や人と暮らし等、非常に誇れる風景もあります。そ

れらは保全あるいは創出するという観点から、右上から左下のほうに黄色い丸で流れておりますけれども、まずこういう地域資源を再認識する、気づく、感じる、そして流れていって資源から資産へ生かす取り組みが必要ということで、住んでよし、訪れてよし、というちゅら島沖縄を目指して風景づくりを目指していくと。真ん中のほうに赤い朱色の矢印がございますが、市町村のほうが景観計画の策定の主体となるということが、景観法の趣旨を受けて定められております。その下のほうに沖縄県が取り組むものとして、基本計画の策定あるいは市町村の支援というのがございます。

2 ページをお開きください、A 4 の横でございます。現条例は平成 6 年 10 月に自主条例として制定されております。その後、景観法の制定が平成 16 年 6 月にごさいました。平成 21 年 3 月には沖縄県景観形成審議会から答申を受けまして、特に景観法で市町村が独自に景観行政に取り組む道が開けましたということもございまして、県の条例から市町村の責務あるいは第 3 章の市町村の景観形成施策を削除いたします。その一方で、県は公益的な観点から基本計画の策定を位置づけるものでございます。右側に流れていきまして、市町村が景観行政団体へ移行し、景観計画を策定し市町村独自の地域らしさを生かした景観施策を展開していくという流れになっていきます。

3 ページをお開きください。沖縄県景観形成条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

4 ページをお開きください。第 1 章第 3 条第 2 項、左側でございますが、そこに新たに県が市町村への協力及び助言を行うものということが位置づけられております。第 4 条は先ほど説明したとおり市町村の責務については削除いたします。第 5 条、第 6 条につきましても市町村については削除ということでございます。第 2 章の第 1 節、景観形成基本方針につきましても、改正で等をつけてございます。これは第 7 条第 2 項に知事は景観形成基本方針に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画、景観形成基本計画を策定するものというのをつけ加えております。そして第 3 項、第 4 項にも同様に景観形成基本計画を加えております。下のほうに行きまして、第 3 章でございますが、これは市町村の景観形成施策ということで削ってございます。以上が改正の主な内容でございます。

最後に 8 ページ、9 ページに平成 21 年 3 月に沖縄県景観形成審議会からの答申をつけ加えてございます。特に、これの 2 番目でございますが、市町村の支援については最後の行にございますように、市町村の実情や取り組み状況、課題に応じた計画的かつ弾力的な支援について県も十分に配慮すること、そして 5 番目の風景づくり計画というのがございますが、これは基本計画の前提とな

るものでございますが、それらを受けて条例の中に風景づくり計画を位置づけて、本県全体の振興関連計画へ位置づけていくことが望まれるという答申を受けてございます。

以上が、資料の内容でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 沖縄県景観形成条例は非常にいいことだと思いますけれども、現実に沖縄県景観形成条例の立場から見ても、問題があるぞというのがいろいろありますよね。例えば具体的な例で言うと、那覇市の新都心に超高層ビルが予定されているということで今、市と住民側でのトラブルがあるんですけども、これには沖縄県景観形成条例上、具体的な対応の仕方があるんですか。法的拘束力を何か持たせるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 新都心の高層ビルにつきましては、用途地域が商業地域という一これは土地計画法の地域地区で定められてございますが、そこに土地利用計画がございます。もう一つは地区計画が定められておきまして、県の条例上は景観形成基準というものがございまして、13メートルを超える建物、あるいは3メートルを超える工作物については届け出の義務がございまして、地区計画を定めているところはそれは対象外でございます。今のその当該地区につきましては、当然商業地区でございますので高度利用が図れるところという都市計画上の位置づけがございまして。これは県の都市計画区域マスタープラン、あるいは那覇市のマスタープランにもそこは商業的土地利用ということが位置づけられておりますので、建ぺい、容積の許される範囲で建てられる建物は、景観形成条例に適合していると考えております。

○嘉陽宗儀委員 僕はよくわからないが、そのこのところですよ。普通に言う景観というのは、今辞典を引いてみたんですけども、景観は文字どおり景観ですよ。ところがそれに照らして見て、現在いろんな法の網があって實際上そ

の法が優先されると、今言った商業地域とかね。そうすると実際上これをつくっても、僕は法的には拘束力はあるんですかと最後に聞いたんですけれども、これは実際上そういうことで用途地域をすべてクリアしても、ただ景観から見たら異常に飛び出ているというような状況の場合には、これは法的には何ら効能というのかな、これはないんですね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 条例の場合は大規模届け出ということでございますけれども、先ほど市町村のほうの役割の話の中で景観計画の話がございましたが、市町村が景観計画をつくりあるいはもっと重要な地区ということであれば、景観地区という、これはもう都市計画法上の地域地区ということで指定をすることができます。それは当然、都市計画法の中で、商業用途とある程度整合をとりながらゾーニングしていくわけですけれども、例えば田園風景とか伝統集落の地区の中で、あるいは隣接する部分で突如10数階建てのビルが出ると、やはり周辺との調和が崩れるというところは、景観地区に指定することによって建築基準法と連動して建物規制は法的にすることは可能です。

○嘉陽宗儀委員 幾つかこれまでも相談を受けてきているんですけれども、例えば中城村のほうに産業廃棄物処理施設をつくって、世界遺産登録から考えてみても、向こうに産業廃棄物処理施設というのは好ましくないという住民運動があって、私も呼ばれていろいろ話を聞いたんですけれども、結局はいろいろな法に基づいて建築基準法上はクリアしていますから問題ありませんとかね。結局はつくっちゃったわけでしょう。だからそうするとね、ほかの法との兼ね合わせで景観形成条例そのものの精神はいいんだけど、実際に実施していく場合には、今のままだけではやっぱり不十分ですよ。要するに空回りをどうするか、こういうのはどうするんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 世界遺産の周辺は、一応バッファはこれはまたある程度規制があると聞いておりますけれども、景観形成はこれから取り組んでいくことが非常に多くなると思うんですけれども、中城村のこの世界遺産の周辺につきましても市町村が景観計画を定め、さらに重点地区として景観地区を定めれば、そういう建物も規制誘導は可能と考えております。

○嘉陽宗儀委員 私の質疑の趣旨は、沖縄県景観形成条例ができていろいろ網の目をかぶせられてくると、当然従来であればつくれたものが、これで規制されるんじゃないかなという期待感があるわけですよ。ところが実際上は、い

ろんな開発行為とかいろいろなもの、ほかの法のクリアをしてくるとこれは結局は規制ができないと。例えば石垣市の問題でもそうでしょう。大型ホテルを海岸のほうにつくるといって今もめているけれども、結局何階まで制限できるかということで、行政がその場合にはかなり力を入れれば、これはこの条例ではなくて市町村の開発行為との関係で規制はあるけれども、この法律がやっぱり有効に活用するということについてね、せっかくこれを提案したわけだから、提案されてこれが可決されたらこれが生きて、なるほど、沖縄の景観形成は非常によくなったというように、やっぱり実行あるものにしないといけないと思うんですけれども。これは今はざる法でしょう。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 現行では石垣市のそのホテルの規制は、今の状態ではできません。ただ、石垣市は既に景観行政団体になっておりまして、景観地区の策定は既に終わっております。近々、いわゆる重要なゾーンについては景観地区を指定すると聞いておりまして、景観地区を指定した暁には、これは高さ制限が働きます。あるいは壁面のセットバックもあると聞いておりまして、それは建築基準法と連動しますので、法的にそういう高層ビルは建てられない区域が法で定められることになるということになります。現在では、それが定められていないので規制は働かないけれども、景観地区を早いうちに重要なところは定めていけば、それは法的に可能であります。

○嘉陽宗儀委員 僕の質疑の趣旨は個々の具体的なものを説明してくれと聞いているのではなくてね、この沖縄県景観形成条例の法的拘束力の中身について、今ざる法ではなくて実行あるものになるんだらうなということを僕は聞いているんですよ。例えばこの前でも沖縄市の産業廃棄物処理施設の問題で、今ある業者が沖縄市のあの地域に、農振農用地、農業以外絶対やってはいけないというところに産業廃棄物を不法投棄してね、おかげでごみの山になって、高くなってカラスがとまって、米軍も飛行に邪魔になるからといって何とかしてくれという声があるぐらいですよ。おかげで向こうは東南植物楽園があるけれども、ごみ山を見にきたのではないと言って東南植物楽園の観光客が減ってね、今経営危機に瀕する状況なわけですよ。明らかにああいう景観地域にごみ山があって臭い状況について、これをつくったら規制の対象きちっとできるかどうかというのは、今のままだったらだめでしょうね、これはできてもね。何とかなるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 個別の事案というよりは市町村が今7つ

の景観行政団体になっておりますけれども、我々の目標はできれば41市町村全体が景観行政団体になっていただいて、景観計画をつくっていただくと。それができれば、やはり事後ということになるとなかなか難しいんですけども、市町村がみずから地域特性、あるいは地域的に景観資源として重要なところは、景観計画あるいは景観地区に定めていただければ、これは建築基準法と連動しますので確認がおりないというところの、要するに有効な効力を発揮すると考えております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると有効に作用するためには、市町村の取り組みが重要であるということになってきますね。そうすると今市町村の景観計画ですか、これは幾らぐらいつくられているんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 景観行政団体が今7市町村、景観計画は浦添市、石垣市、そして読谷村の3自治体がつくっております。それで今那覇市が景観計画の策定に取り組んでいるところでございます。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、これができたら、沖縄県景観形成条例がこの議会で成立すると、皆さん方としては早速これに基づいて、各市町村にぜひ計画をつくるようにということを連絡し、少なくとも皆さん方なりにこれを有効なものにするためには、市町村計画をいつまでにつくるようにという目標を持っていますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 実は内閣府のほうから、風景づくり推進事業という10分の8の補助がございまして、我々としては平成25年までには、その補助が今続く見込みでございまして、それまでにはやはりできるだけ多くの市町村が景観行政団体になっていただいて、県のほうは指導・助言をして景観計画はやっぱりできるだけ多くの自治体でつくってもらいたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この開発とか産業廃棄物処理問題とか、個々の自治体によって抱える課題もいろいろありますからね。皆さん方なりに市町村の実態を聞いて、そういう今課題を抱えているところは優先的にね、皆さん方もちょっと目をかけてもらってできるように努力したらどうですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 先ほど、風景づくり推進事業が平成25年

と回答しましたが、平成24年の間違いでございました。訂正をお願いします。我々は先ほど申し上げましたように、41市町村に景観行政団体になって景観計画をつくるという大きな目標を持っておりますので、沖縄市をひっくるめて地域が、独自のその地域特性、あるいは住民合意を経て景観計画をぜひつくるように努力していきたいと思っております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 建築基準法と連動するとおっしゃいましたけれども、その建築基準法と連動というのは大体どういう意味なのかな。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 景観計画を受けて景観地区というものに指定を受けますと、これは都市計画法上の地域地区というもので定めます。地域地区というのは例えば用途地域ですね、第一種、第二種、あるいは風致地区、そういうものについては建築基準法の対象地区になります。ですから、主事はその対象地区の中で景観地区として定められているかどうかをチェックをするという義務がございますので、当然景観地区である事項についてはチェック対象になるということです。

○**吉田勝廣委員** そうすると、ちょっとよくわからないのは建築基準法は国が定める法律ですよ。条例は県、市町村が決めた条例ですから。そうすると、いわゆるぶつかったときですよ、もちろんそれは上位法が、建築基準法が優先されると思うんですけども、その辺の兼ね合いについてはだれが調整するのかね。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 県の条例は今市町村の責務を除くと、市町村が新しく景観計画とか景観地区を定める道が景観法を受けて開けてきた。市町村が景観地区を定めて、そして景観条例まで定めると、建築主事はいわゆる対象法令は幾つもあるわけです。その中で臨港地区とか、何とか地区とかある中で、当然例えばその建物が4階建てで出てきたら、景観地区の中で12メートルまでしかできないということになると、それは当然確認をおろせないということですが、これはバッティングをするということではなくて、ちゃんと整合しているというんですかね、それぞれの法がバッティングをしないような形でちゃんととられているというところですね。

○吉田勝廣委員　そうすると、例えば恩納村とか全く散乱していますよね。それが例えば国頭村とか山にある送電線とかありますね。そういう場合にその町村というか、そういう町村が、皆さんは町村にそれをつくりなさいと言ったとしても、その辺の難しさというかね、技術的な要因というか、これはスタッフの問題からするとちょっと厳しいのかなと僕は思ったりするんだけど、その辺はどう見えていますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　やはり小さな自治体はなかなかスタッフが厳しいということもございますので、その意味を込めてその条例の中に我々は指導・助言というのは新たにつけ加えてですね、先ほど言った国の補助あるいは県のほうで連絡会議等を持ちまして、市町村に指導・助言を与えてそれを応援していきたいと。ただ、景観地区というのは行政区域全体ということではなくて、その中で特に守りたいところ、例えば恩納村であれば海岸べりとかあると思いますけれども、そういうところで地域が将来にわたって、そういう景観資源を保存していきたいというところは景観地区に指定をする、あるいはそれ以外のところは、少しまた緩やかな規制の条例でやっていくとか、それは方法はいろいろあると思います。

○吉田勝廣委員　これは広域にまたがる可能性が出てきますね。その市町村自体ではなくて、やっぱり市町村全体つながっていますから。この辺のラインはどう見えていますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　今吉田委員がおっしゃるように、各市町村が確かに地域らしさとか地域特性を生かしてつくるというのは意義があるんですけども、ではその隣同士の市町村が全く違う方向にいくと、やっぱりなかなか難しいというところがございますので、県は早い時期に基本計画、これは広域的な観点から基本計画をつくりたいと考えております。ですから、一つの例としては景観軸という言い方で、例えば、海岸がきれいなところは各市町村一つの帯上の形で景観軸という視点で、そこを非常に大事にするような、共通なる景観計画をつくったらどうでしょうかということは調整をさせていただくと。

○吉田勝廣委員　ちょっと難しいと思いますけれどもね。米軍基地の金網がありますよね、あれは非常に景観が悪い。だからそういうところは、あとはそれ

からいろんなものがあると思うんですよ、いろんな意味での。この辺のことについてはかなり厳しいと思うけれども大体どう見ていますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 そこまでちょっと及ぶかどうかというのもございますけれども、それはやっぱり市町村が金網の部分をひっくるめて、例えば緑化的な修景をすとかですね、そういう形の景観計画に定めることができるかどうかというのは、これはまた沖縄防衛局との調整もあると思いますけれども、その辺は一つの選択肢として検討するということはあるかと思いません。

○吉田勝廣委員 例えば僕らがちょっと発想すると、国道沿いにある金網をもっと内側に入れて、そこを緑地にするとかね。そういうことは可能なかなあと。例えば基地の中は空間がありますね。国道に面しているわけだから。そこを地区指定すると、なるべく金網を奥に突っ込んで、そこに緑地帯を設けて景観をよくするということが可能なのか。それは期限も含めてですよ、いろんな意味で。例えば建築基準法にもどれだけの緑地を設けないといけないのか書いてあるでしょう。そういう意味から言って、例えばこれは経験から言いますと、沖縄電力株式会社がまず何か敷地をつくるときに、何%は緑地計画をしてやりなさいよというのがあるわけですから、これから基地のをいろいろ考えるときにも、そういう意味で、国道のところからはなるべく奥のほうへ引っ込めて、そこは緑地帯として設けてやりなさいよとか、そういうことが県と市町村の中で連携をして、それができるかどうか。これは非常にここは重要だと思っておりますけれども、その辺はどうなってくるのか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 景観法にその背景とするのは、景観計画、景観地区は主に建物あるいは公共施設の形態の規制ですね、例えば高さ、壁面のセットバック、あるいは色、屋根の勾配等々でございますけれども、今言ったフェンスを奥にセットバックすとかということまでは想定していないんですけれども、ただ広域的な意味では、やはり一つの景観でございますので、これはちょっと即答できないんですけれども、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 今の那覇市の建物についての問題が出ていますよね。市街化区域については用途が指定されていますので問題ないと思うんですが、これは調整区域のとか、それから市街化調整区域で線引きがない区域を重点的にやるということですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 景観法にのっとる景観計画あるいは景観地区につきましては、都市計画区域外も可能でございます。ですから市街化区域、市街化調整区域あるいは区域区分を定めない用途地域、あるいは白地地域もすべて範疇でございます。

○新垣良俊委員 そうしたら今、儀間都市計画・モノレール課長から話があったんですが、景観地区をつくるということなんですが、これは市町村によれば例えば海に面しているとか山手とかありますよね。これを市町村が例えば4つとか5つの景観地区をつくるということですか、一括ではなくて。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 イメージとしては今みたいにゾーニングして、例えば市街地地区とか、高さを制限しないとか、あるいは海岸地区とかですね、その名称はいろいろあると思いますけれども、そのゾーンにふさわしい形のを景観地区でそれぞれ規制をしていくと。ですから厳しいものもあれば、少し緩やかなものもあるというのが一般的になると思います。

○新垣良俊委員 今の沖縄市が産業廃棄物が集中しているのも、これは区域区分がないですよね。そして開発についても面積も、何と言いますか、ちょっと緩いと言いますかそれがあるんですが、南城市が今度都市計画が決定しますよね。その場合は県と市との都市計画決定で、ここの開発は1000平米以上は開発許可が要するというか、これも景観でやるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 それは景観とはまた別個ですね。一つの開発条例という形で、それは市町村が定めることができます。南城市の場合には区域に入ると同時に約1000ヘクタールの風致地区を指定すると。風致地区というのは先ほど申し上げましたように、地域地区の一つでございますけれども、それとは別個にまた段階的に景観計画を定めていく予定になっております。ですから南城市はいわゆる斜面緑地については、ほぼ風致地区で取り組む。あるいはすそ野とか伝統集落の近くはできるだけ景観計画を定めていきたい。先ほどの開発行為は、通常は区域区分を定めるところは3000平米でございますが、

南城市は1000平米と聞いておりますので、それは独自の厳しいというか、その区域の中で自分たちの土地の将来像を見据えて、独自に設定することができるということです。

○**新垣良俊委員** それと、都市計画区域には都市計画区域マスタープランがありますよね。これと景観形成条例とはどういうふうな、都市計画区域マスタープランもつくってこの景観形成条例もつくっていくんですか。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 都市計画区域マスタープランですね。これは正式には都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と呼んでおりますけれども、それはどちらかといえば理念・哲学的なものでございますので、その中に今言ったその歴史文化資源あるいは良好な自然については、そういう景観計画なり風致地区等で保存することが望ましいというものは、表現はすることになると思いますけれども、それに沿って個別の計画をつくっていくという流れになっています。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** 次に、65ページをお開きください。

乙第10号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。本工事は宮古島と伊良部島間の海上部に建設する伊良部大橋橋梁整備第5期工事上部工その4で、概要は延長560メートル、幅員8.5メートルとなっており、上部工型式としてはP C連続箱型橋であります。契約金額は、12億750万円であります。契約の相手方は、株式会社ピーエス三菱沖縄営業所、株式会社國場組、有限会社新和建設の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

池間淳委員。

○**池間淳委員** 伊良部架橋についてはもう県議会議員になって13年、14年目に入るわけですが、ずっと言い続けてきてようやく形になってうれしいですが、これは予定どおり平成24年度には完成いたしますか。

○**新里末守道路街路課長** 伊良部大橋につきましては、平成13年度から鋭意整備を進めてまいりました。その間、環境影響評価とかも無事に終わりました、現在、平成24年度完了の予定で進んでいるところでございます。

○**池間淳委員** 一時期、鋼材が高騰しましたよね。その件でちょっとおくれるのではないかなという心配もあったけれども、それはもう問題はないんですね。

○**新里末守道路街路課長** ただいまの池間委員からございましたように、昨年の1月から8月まで主要鋼材である鉄筋とか鋼管類等の価格高騰ということで、一部影響もございましたが、昨年9月以降、そこら辺も徐々に下降し、現在、調達に要する時間等も通常の状態になっております。

○**池間淳委員** この道路は一般県道ということで、宮古空港から下地島空港までの道路なんですけど、まだ区域決定はされていないんですね。宮古本島側は区域決定されているけれども、伊良部島側のほうはまだ決定されていないということで、これはいつごろまでに区域決定されるんですか。

○**新里末守道路街路課長** この道路につきましては、ただいま集中的に伊良部大橋の整備を図ることが重要だろうということがございまして、宮古島市から現在の伊良部大橋の区間までは平成12年度に区域決定しました。それ以降につきましては、現在、宮古島市ともいろいろ調整しながら、区域決定に向けてちょっと諸条件等がございまして、そこら辺を調整しながら区域決定の作業は

やりたいと考えております。

○池間淳委員 県道であり市道であるということで、もう市道は外されているんですか。

○新里末守道路街路課長 ただいまのところは宮古島市道として生きております。

○池間淳委員 県道に格上げして整備してもらいたいということで、これは伊良部町時代から早く格上げしてやってもらいたいという要請等があったと思うんですが、おくらしている理由は何ですか。

○新里末守道路街路課長 先ほど申し上げましたように、やっぱり今重点的にやるべきは伊良部大橋の整備工事ということでございまして、恐らく伊良部大橋開通後は、やはり交通量が宮古島市側から伊良部島側に相当流れ込むと想定していますので、その開通に合わせた形での整備を念頭に置きながらの、恐らく道路区域の決定、そこら辺の作業が出てくると考えております。

○池間淳委員 この区域を早く決定して、伊良部島側のほうも決定をして、皆さんもよく視察をされていると思うんですが、乗瀬橋です、乗瀬橋はもう今ストップしているんですよね。通行どめになってしまっているということで、さとうきびの搬入も1週間ぐらい前に始まったんですが、この道路からこれは早く搬入できたけれども今は迂回してやっているわけですよ。この道路も区域決定しなければ整備できないということらしいですので、早く区域決定をしていただきたいと思いますと思うんですが。

○前泊勇栄道路管理課長 道路管理者としては、道路区域の決定をしますと、その権限を行使するという状況になりますので、乗瀬橋については、まず整備方針を今宮古島市それから県と話をしているところでありまして、その整備方針が決まった後に区域の決定をしたいと考えております。

○池間淳委員 あと3年で完成するわけですから、今新里道路街路課長からも説明があったように、交通量は間違いなく多くなるんですよ。交通量が多くなってきて、この下地島に行く道路、一番近いですよ。観光客も一番ここを通るのが多かったと思うんですが、そこも通れないということになるといろんな

面で支障が来るわけですから。特にね、さとうきびはここで6分の1は出ているそうですよ。1万トンぐらいここでさとうきびは出ているということで、この搬入も非常に支障があるということも聞いて、早く整備してもらいたいということもあるのです。伊良部架橋は着々と予定どおり進んでいるんですが、ぜひこの14.4キロメートルですよね、この区域決定をして、ひとつ整備をしていただきたいなとお願いをして、予定どおり完成できるように頑張ってください。よろしくをお願いします。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 資材・建材等の価格なんですけれどもね、その県庁所在地の那覇市を中心に東は南北大東島、西は与那国島、南は波照間島と、広大な海域に点在する41市町村みんなおのおの歩みがあるんですけれども、こういう資材調達困難な市町村や地域で高い資材を買わないといけないとか、人の手配が難しい地域では、那覇市から連れていかないといけないとかね、市場価格を想定しても地域によって、どのように資材単価を設定するかという大きな課題があると思うんですよ。そういう意味では、今どのような設定がなされていますか。

○**比嘉和夫技術管理課参事兼課長** 鋼材の価格につきましては、那覇価格に設定しまして、それから各現場までの運賃を計上することになっております。

○**高嶺善伸委員** そうすると、例えば各市町村も発注業務がありますけれども、各市町村の発注する資材単価というのは、県と大体一緒ですか。

○**比嘉和夫技術管理課参事兼課長** 県で設定した単価表等を市町村に参考送付しておりますので、市町村はそれに基づいてやっていることと思います。ただ、最終的にどうするか決定するのは各自治体の判断でございます。

○**高嶺善伸委員** 例えば国の発注工事、県の発注工事、市町村の発注工事、そういったものでどうも離島で、特に下請したり孫請で入ると、とてもじゃないけれども、資材の調達ができない値段だと、予算だということがよく聞かれるんですよ。その辺の国、県、市町村あるいは地域というものは、皆さんの設定単価というのは運賃や地域事情も十分配慮された単価になっているということでもよろしいですか。その辺の単価設定までの経過をもう少し説明してください。

○比嘉和夫技術管理課参事兼課長 鋼材につきましては価格の変動が結構ございますので、毎月発行される物価資料に基づいて那覇単価が計算されておりますのでそれを採用します。あとは那覇市から各工事現場までの運賃を計上することになっておりますので、県も市町村も積算方法は全く同じだと思いますので、適正な価格で算定されていると考えております。

○高嶺善伸委員 これは年に1回、市場価格調査をして単価に反映するようになってるんですか。

○比嘉和夫技術管理課参事兼課長 鋼材等価格の変動の大きいものは毎月発行されている物価資料でやっております。

○高嶺善伸委員 詳しくはやりませんが、いずれにしても現場や市町村によっては十分単価に反映されていないと。特に元請だけではなく、いろんな形で応援している企業にとっては、夜眠らないで仕事をしないととてもじゃないけれどもカバーできない予算というのものもあるらしい。そういうことで、地域や市町村の実情を考えてその公共工事の単価はどうあるべきか。ぜひその状況が、みんな体力が弱って厳しいときにあるだけに、公共工事を受注するともう倒産するというようなことがないように、単価の県内の状況をよく調べて単価に反映するように要望して終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませぬか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今高嶺委員からもありましたけれども、この工事の予定価格は幾ら設定しましたか。

○新里末守道路街路課長 落札額は12億750万円でございます、予定価格が13億830万円でございます。

○嘉陽宗儀委員 落札率は何%なんですか。

○新里末守道路街路課長 落札率は92%でございます。

○嘉陽宗儀委員 この入札に参加した、いわゆる応札業者というんですか、これは何業者だったんですか。

○新里末守道路街路課長 これはJ Vの工事でございます、6社のJ Vが応募しております。

○嘉陽宗儀委員 応募するときに皆さん方はいわゆるJ Vの仕方の契約というのは、大体みんな形式どおりに同じようなことをやるんですか。今度は談合はないと思うんだけど、ペナルティーをやった場合に、どうするかといういろいろ出てきて問題になっているけれども。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から改めて質疑の趣旨の説明を行う。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

新里末守道路街路課長。

○新里末守道路街路課長 当工事は10億円を超すということと、海上における特殊なP Cの工事ということでございまして、入札に際しましては金額からいって3社J Vということと、やっぱり代表者となる業者につきましては、現場での過去に実績があるというのをうたうと。そして構成員の1番目につきましては、地元のいわゆる沖縄県の特Aクラス、そして構成員の2番目につきましては地元宮古島市のAクラスということでの構成でもって発注等をやっています。

○嘉陽宗儀委員 それをなぜ聞いたかということ、できるだけ多くの県内業者が受注機会があるようにと。ところが、こういうものは非常に技術的に難しいわけだから、すぐに県内業者ではできないと。J Vの中で難しいところは、本土業者にやってもらって、地元業者にもできるような事業の中を見てね、お互い同士で話し合いすれば、いわゆる応札というかな、県内業者の参加する機会がふえるのではないかと思ったものだから、そこで質疑をしているんですよ。

○新里末守道路街路課長 県発注の工事につきましては、基本的に県内企業ということで考えておりますが、やはり特殊な工事とか規模が大きいという部

分の工事がございます。今回の伊良部大橋橋梁工事は特に代表的なものですが、それにつきましても基本的には嘉陽委員のおっしゃったように、いわゆるPCのですね、特殊な部分につきましてはやはりそういった経験的な技術者が多いということを上にとすると。あとは先ほど申しましたように、構成員につきましては地元の特Aクラスと、それから宮古島市のAクラスということで広く問戸を開いて応募をしております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 出資比率というんですか、何対何ということをお教えしてくれませんか。

○**新里末守道路街路課長** 出資比率でございますが、代表者が50%、それから構成員1が30%、構成員2が20%ということでございます。

○**吉田勝廣委員** 5・3・2ということですよ。僕は一般質問で、公共工事の経済効果とか雇用効果ということをお聞きしたら、企画部長は2.5倍というようなことを言っていたんですね。土木建築部ですから、こういう公共工事をする場合に産業連関表に基づいて、こういう経済効果を恐らく出して、いろんな効果がありますよということをお説明すると思っておりますけれども、この辺はこれまでにやったことはありますか。

○**仲田文昭土木建築部長** 公共事業といいますのは非常に経済波及効果があると、これまで景気が悪くなると財政出動でいろいろと公共施設の整備をして、景気を刺激しようということがありまして、確かに昔はかなり経済波及効果があると、2以上だとか3だとか、私自身これを聞いた覚えがあります。なぜかと言いますと、やっぱり昔は国内で電化製品とか随分生産が多かったのが非常に波及効果が高いということがありましたけれども、昨今は少し下がっていると聞いておまして、この間企画部長が答えた2.5倍とありますけれども、私どものほうも意識的に産業連関表ですか、同じものを使って例えば補正予算がきたときにどのくらいあるかという、公表はしませんけれども我々の中に意識としては経済波及効果はかなり大きいと思っております。

○**吉田勝廣委員** 私がなぜそう言うかといいますと、要するに沖縄ではその製

造業が育っていないので全部移入に頼ると、いわゆる輸入というんですかね、わかりやすく言えば。それに頼っているんで産業連関表からすると、とてもじゃないけれども2.5倍という数字にはならないのではないのかなというのが僕の意識にあるものですからね。だからそれからすると、特にまた離島もそういう資材を賄うことができないと。したがって、離島はもちろん値段もさっき言ったように交通費だとか入れていろいろ高い。例えば人件費の項を見たとしても、いろんな計算上、例えば2万5000円から今1万3000円に落ちていると、約半分ぐらいにですね。そういうことを計算してくると、この雇用効果で幾ら経済波及効果があるかということをやってくると、非常にそういう経済波及効果というのは少ないのかなと。その波及効果を得るためにはどうすればいいのかということですね。また別の面から考えないと、今後の公共事業に対する政府との交渉関係においてですね、これも恐らく産業連関表を通してこういう効果があるから、こうこうやりましょうとか、またある意味では伊良部架橋をつくることによって、農業がこうなっていくってどうなるかとかですね、こういうことを相対的にやらなければ、政府はもう今後納得しないのではないかなとそういう思いがあるものですからね。この辺の今後の分析の仕方をきちっとすることによって、理論的に対政府と交渉ができるのではないかなと。この土木建築部は常にそういうことを考えながら一つの方向性を持っていかないと、今後の高率補助であるとか、一括交付金制度であるとか、いろいろやったときに非常に政府を納得させるための材料が不足するのではないのかなと。そういう意識的に、いつも計算をしていってどうなっているかなとということを、僕はやるべきじゃないかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○仲田文昭土木建築部長 経済波及効果につきましては、当然この工事することで人件費、これは当然地元の人がいっぱい働いて、それだけあればそれは波及効果は大きくなるだろうし、もう一つは資材、例えばコンクリートは沖縄県内で生産されておりますので、なるべくコンクリートを使う方法、そういったものはまた設計の段階から、沖縄県内の業者でできるようなものを意識しながら、我々も計画の段階からそれをやっていく必要があるだろうと考えております。また長期的なものは、私ども事業を始めるときにビーバイシーがですね、それでもって事業効果といいますか、投資効果的なもの、長期的なものをやっておりますので、これは引き続き私ども意識を常に持ちながらやっていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 僕がちょっと調べた調査なんですけれどもね、これは一般質

問のときにちょっと言ったんだけど、島根県とか多くの県では公共工事を大体すべて産業連関表にまとめて、こういうこうこうがありますよと、農業にしろすべてに関してやっているわけです。島根県からすると1.59倍でしたね、100億円やってですよ、第一次産業、第二次産業で。要するに沖縄の経済はざる経済と言われて、島根県というのは自己生産もする、また各県は自己生産をしているのに、向こうが1.59倍で何でこっちが2.5倍なのかという、そういう計算の仕方が旧態依然のものをやって使っているんじゃないのかなということも思ったものですからね。だから、この辺は今後公共工事をするなり、いろいろな工事をするにおいても、その辺のほうを頭に入れながらやっていくと、説得力が高いのではないかと思いますのでぜひやっていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案車両損傷事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 それでは、71ページをお開きください。

乙第12号議案車両損傷事故に関する和解等について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年7月9日に中城湾港馬天地区の臨港道路側溝にふたとして設置された鉄製グレーチングの管理瑕疵が原因で、通行した車両の底面部分等を破損させた事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 グレーチングの管理は、実態はどうなっていたのですか。何でそういうことになったのですか。

○神田豪港湾課長 管理の件ですけれども、このグレーチングは以前にもちょっと変形したことがありますして、溶接して置いておきました。ところがまた同じようなことが起きて、今回は車両事故ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 これは事故が起こる前に、こうなっているので危ないぞという通報なども何もなかったんですか。

○神田豪港湾課長 通報はありませんでした。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方は事故が起こる前までは、管理者としてそれは全く知らなかったの。

○神田豪港湾課長 はい、今回の事故は事故が起きて知りました。

○嘉陽宗儀委員 このグレーチングが飛び上がってそうなったんでしょうけれども、どのぐらい放置されていたのですかね。

○神田豪港湾課長 事故が起きてわかりましたので、どのぐらいかというのはちょっとよくわかりません。

○嘉陽宗儀委員 またそういうことが起こらないように、ちゃんと管理はしっかりやってください。

○神田豪港湾課長 今後とも管理をしていきたいと思えます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 次に、77ページをお開きください。

乙第17号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。県民広場地下駐車場の指定管理者については、土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、株式会社沖縄ダイケンを候補者として選定しております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これは株式会社沖縄ダイケンというと、従来やってきたところですか。

○前泊勇栄道路管理課長 そうでございます。平成19年度から株式会社沖縄ダイケンが指定管理者としてやってございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方はこれは3社に指定管理者にするに当たっての説明をやっていますね。3社だけですか、もっと多く入札するに当たっては門戸を開いて説明会を開いたんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 説明会では7社が説明を聞かれました。結果的には3社が応募したという状況です。

○嘉陽宗儀委員 この3社が応札をして、結局そこに決まるまでの手順を説明してください。

○前泊勇栄道路管理課長 まず、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会というのがあるんですけども、これは学識経験者それから税関係の専門家とかいろいろ4名の方がいるんですけども、第1回の同委員会を8月20日に行いました。この委員会の審議内容は、募集要項それから審査基準等の検討で承認いただきまして、平成21年11月6日に第2回委員会を開催しております。その委員会は、その応募団体から提案の概要の説明、いわゆるプレゼンテーションですね。それから質疑応答、程度評価をして候補者の選定までというのが経過でございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の入札するに当たっていろいろと事情を説明する資料を手に入れたんですけども、この場合に管理運営経費、これはどういう性格を持っていますか。

○前泊勇栄道路管理課長 管理運営経費というのは、駐車場の管理運営に伴う費用ですけども、例えば利用料金の収受とか、あるいは駐車場の一酸化炭素の排除関係とかそういうもろもろの管理関係です。

○嘉陽宗儀委員 この管理運営経費、これは7%の範囲内にしてくださいとしていますね。その根拠は何ですか。

○前泊勇栄道路管理課長 これまでの3年間の管理運営経費という平均額が、4242万円ということになっておりまして、その応募する収支計画を作成する際はその管理費、この4242万の上限7%の範囲にしてくださいよという意味です。

○嘉陽宗儀委員 だからその7%の根拠の意味がわからないから、これはなぜ7%なんですかと聞いているんですよ。

○前泊勇栄道路管理課長 まず7%という設定にしたのは、新規に入る団体、事業者の場合はやはりいろんな準備をしないとイケないということで、やはり4200万円から上回るだろうということの考えで、7%というゾーンを設定してございます。

○嘉陽宗儀委員 今新規参入の場合には7%を上回るだろうと予測されるので、7%の範囲内と決めたとするんですか。だからその意味がよくわからない。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が嘉陽委員の質疑に対し詳細な説明を行う。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これはなかなか新規参入が難しい仕組みだなということで、このぐらいにしておきますけれども。次に、固定納付金及び剰余納付金制度がありますね。これはどういう意味ですか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず固定納付金制度というのは来年度から利用料金制度を導入しますので、これまで利用料金を県に収入して、管理経費を委託している状況から、利用料金制度になるとすべて企業でもって管理費、それから利用料金も企業収入としてやって、その中から県に毎月一定額を納付するという状況が固定納付金制度でございます。

○嘉陽宗儀委員 これまでのこの業者はこの固定納付金についてはちゃんと納付はされているか、その納付額は幾らですか。

○前泊勇栄道路管理課長 これまでは委託業でやっておりますので固定納付金制度という意味ではございません。毎月、毎月利用料金を県に納付するというもので、金額は平成20年度の実績で1億3373万3000円が駐車場料金として収入を得ています。

○嘉陽宗儀委員 これだけ納付しているんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 そうでございます。

○嘉陽宗儀委員 これも3年間の総額で固定納付金の3年間の平均値となると、これまでやった業者ならばそれはわかるけれども、新規参入の場合にはそれがわからないし、しかも手持ち金みたいなものがなかなか十分ない場合は、

これも新規参入の道を閉ざすようなことになっているのではないかと思いますので、すけれどもどう思いますか。

○前泊勇栄道路管理課長 応募する企業に対しては平等性・公平性を持たすために、県の収入が幾らでしたという資料等も全部上げていまして、それに基づいて事業計画をつくっているという状況です。

○嘉陽宗儀委員 次に剰余納付金の納付制度がありますね。これはどうなっていますか。

○前泊勇栄道路管理課長 利用料金制度、来年度からの制度ですけれども、私どもが今考えているのは固定納付金という形で年額6758万4000円、これを県に納めていただきたいと、これが固定納付金です。それから剰余納付金というのはさらに利益が実績として出た場合に、例えば100万円利益が出た場合はその半分を剰余納付金として納めてくださいと。利益の2分の1を納めてくださいというのが剰余納付金でございます。

○嘉陽宗儀委員 この固定納付金なんてのは実績がなくても、とにかくこれだけは出せ、それから剰余納付金はもうけたら50%は出せ、そういうことですか。

○前泊勇栄道路管理課長 固定納付金については過去の実績に基づいて金額を算定してございます。

○嘉陽宗儀委員 だから過去の実績、これまで指定管理をしてきた人は過去の実績があるけれども、新規参入はないわけだからね。だからそういうことをすると、最初から締め出しじゃないかというような疑問が持たれるのはそのことですよ。次に、皆さん方は入札業務に当たって、指定管理者制度運用委員その他の関係者に対して、申請についての個別の接触は禁止しますというのがありますね。これはなぜそういう規定を設けているんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 委員については、この企業と接触したら評価に非常に影響するということがあって、総務部が出している運用指針だとか、そういうところでうたわれていますので、そういうのは一切禁止するという募集要項になってございます。

○嘉陽宗儀委員 この審査基準及び審査項目というのがいろいろあって、これもなかなか1足す2は3と明確であればいいけれども、非常に主観的なものがこの配点基準みたいになっているので、ちょっとこれも疑問があるんですけども、これは引き続き検討する必要があると思う。問題はこういう指定管理者制度運用委員に接触してはいけないということになって、接触したらこれは取り消しますよと言っているけれども、今回はそういうことはありませんでしたか。

○前泊勇栄道路管理課長 そういうことはありません。

○嘉陽宗儀委員 ないということであれば、私は警察ではありませんのでそれ以上は言いませんけれども、ただそういういろんな疑問があつて私のほうに訴えがあつて、これでは新しく新規参入ができないじゃないかという苦情の訴えがありましたので、そういう疑問を持たれないように公正・公明、多くの業者が本当にまじめにやろうと思ったら、機会があつたらやるようにしてください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 点数制度でこの指定管理者が決まるわけでありましてけれども、この第1位から第3位までの会社というのは、点数は別にして要するに管理能力というのは十分に持っているかと判断してよろしいですか。

○前泊勇栄道路管理課長 計画の内容からすると管理能力はあるということで判断しております。

○大城一馬委員 現在、今のこの不況の中、県としても地元企業の育成、とりわけ中小企業の育成には非常に取り組んでいると思います。それで、こういう応募の場合に地元企業優先というか選定ですね、すべて本土大手もプールにして入札・選定をやるんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 応募資格の中に県内に法人登記をしている事業所、そのほか県税、これは法人事業税とか法人県民税を納税しているという条件が応募資格の中にあります。

○大城一馬委員 確かに株式会社沖縄ダイケンも現地、いわゆる沖縄で法人届をやっておりますけれども、ただこの株式会社沖縄ダイケンというのはダイケングループ、いわゆる本土大手の、これは本社は大阪府ですか、ダイケングループというのがあります、相当これは大規模な大手のグループでありますけれども、この傘下にあるわけですよ、そうですよね。そうすると、私はやはりそういったこともしっかり県としては把握している中で、やはり純粋な、いわゆる地元の企業、育成のためには果たしてそういうこともしっかりと把握して踏まえているのかなという気がしますが、どうでしょうか。

○前泊勇栄道路管理課長 我々としては、株式会社沖縄ダイケンというのは一まあグループはそのダイケングループの中に入っていると思うんですけれども、その会計の連結だとかそういうものはないということで、あくまでも沖縄の地元企業というとらえ方です。

○大城一馬委員 そういう解釈もあると思うんですけれどもね。やはりこれは完全なグループの中の傘下なんです。先ほどから申し上げますけれども、やはり地元の純粋なこういう法人、持っている中小企業、非常に厳しい状況なんです。けれどもこれは点数制ですから、あえてここでひっくり返す云々はないと思うんですけれども、やはりこういう応募、いわゆる入札・選定でやる時には、最もやっていただきたいのが地元の中小企業、せつかく管理能力は対等にあるんですから、負けずにね。そういうときには、やはりそういうところをしっかりと選定してもらわないと、県内の中小企業はとてもとれないとなりますよ、当然のことながら。評価点は当然これは大きなグループですから、そういうところはしっかりと、いくら地元法人を持っていてもグループなんです。からね、実質的には。そういうところはしっかりとやってもらわないと、今後のためにもぜひ土木建築部長お願いしますよ。

○仲田文昭土木建築部長 公共施設の指定管理者制度まだ始まって、この県民広場地下駐車場ですと3年前からやっていますけれども、おっしゃるとおりなるべく地元のほうで受けていただくと、そのためには税金もこっちで納めているところ、県内の雇用が多いところですね。そのために先ほどの税金の条件とかをつけておりますけれども、傘下グループではないかというお話もありますが、その辺はどうしたらできるのかということですね、これは全体の、我々土木建築部だけではなくて、公共施設の指定管理者は全体がやっておりますので、委員の皆さんからそういう提案といいますか、御意見があったということ

は念頭に入れて、また総務部、全体でそういったものはどうしたらできるのかということを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。
平良昭一委員。

○**平良昭一委員** 選定基準などというのは、指定管理者制度運用委員会の中での審査をされておりますけれども、やっぱり点数制度というのは大変気になる問題でありまして、この配点の基準は同委員会の構成員の中で決められるものなのでしょうか。

○**前泊勇栄道路管理課長** 私どもから案を同委員会に提示して、そこで審議していただいて承認を得ると、そういうことです。

○**平良昭一委員** そうであれば、県のほうである程度の配点の基準を持っているということで、これは次の乙第18号議案にも関連しますけれども、その都度、1から4までの配点が変わってくるということになるんですか。同じようなことを基準の中でやっていますけれども。

○**前泊勇栄道路管理課長** 配点の重みを持たせるということで、来年度から利用料金制度というのがあるものですから、いかにしてその駐車場の収入を得る仕組みとか、あるいはその駐車場の適正な管理、この2点を重点配分してやってございます。

○**平良昭一委員** この指定管理者の選定についてはその都度その管理させるところではなくて、どう有効に利用していくかということを経営に置いて配点をやっていくという考え方でよろしいですね。

○**前泊勇栄道路管理課長** やはり利用料金制度ですので、それなりに利用者をふやす取り組みをしないといけないということで、評点の取り方に重みを持たすという状況です。

○**平良昭一委員** これまでのいろんな指定管理者の件からすると、別件もありますけれども、どうしてもこれまで行ってきた、実績があるということで、有利性が保たれているような状況があるように感じて仕方ないのですよ。そうい

う面では皆さま方のほうで実績を重視して、この点数の配分をしているようなことがあったらこれはもう大変なことでありますので、そういう公平性な点については十分配慮しているかどうかをお聞かせ願えますか。

○前泊勇栄道路管理課長 実績については、この評価点数の中では一番評価点が少ない10点でした。実績はまず類似施設をやっているかどうかということも含めて、この評価点に加えているんですけども、100点満点の10点の評価点を設けてやってございます。

○平良昭一委員 私にはこの審査基準及び審査項目の中の1から4までの中で、私はこの2番目がそれに該当するのではないかなと思っているんですよ。まさしく実績があるからこそ、そういう配点の中でのウェイトを占めてくるのではないかなと思いますよ。その中ではこの45点という配点というのは、いろんな中で上限がある、これまでの中で。次の案件とも比べてまたそこがかなり大きいというところが違っているんですよ。そういう意味では、これが実績主義になってはしまわないかなという大変懸念しますけれどもね。私はそう見ますよ。これが明らかに実績の評価に採点されているのではないかなと思いますけれども、その辺はどう理解されますか。

○前泊勇栄道路管理課長 審査基準、それから審査項目・配点については、まず2番目が45点ですけども、ちょっと細かく申し上げますと、駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理がなされている状況で、まず1番目として利用者のサービス向上、それから利用促進のための取り組み内容、収支計画の内容、利用料金の收受等に関する業務の内容、管理運営費の節減、修繕業務等の内容、安全管理業務の内容が2番目でございます。3番目はこれも重点配分で30点と重みを持たせているんですけども、これについてはその事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものということで、申請者の安定性、健全性これは資金調達とか保険対応なんですけども、それから管理運営の組織、業務体制とか諸規程です。それから業務委託の履行方法、職員の育成・接遇、それから個人情報保護に対する取り組み内容、環境への配慮等でございます。今平良委員の御質疑の実績については、4番の中の管理運営に十分な能力を有するものであるかということの中で、申請者の実績という項目をつくってございます。これが評価点10点です。

○平良昭一委員 これまでその配点の配分については、県サイドのほうで指定

管理者制度運用委員会のほうに提示しているということでありましてけれども、その採点の配分に関して、これまで同委員会のほうでいろいろ指摘されたことがございますか。

○前泊勇栄道路管理課長 第1回委員会の中で説明したところ、そういう重みを持たせたほうがいだろうという意見はございました。ただ、点数を変更してほしいとかそういう話はございませんでした。

○平良昭一委員 この土木建築部の関係の中で、指定管理をさせるということに関しては、この委員会の構成員はほぼ同じ方々がやっていますよね。その辺は決まりがあるんですか。年度内にはそういう委員会の任期とかあるんですかね。

○前泊勇栄道路管理課長 任期は3年でございます。

○平良昭一委員 これは土木建築部だけの審査をするところなんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会設置要綱がございます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 それでは78ページをお開きください。

乙第18号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、西原マリンパークの指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。西原マリンパークの指定管理者については、土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、株式会社クリード

沖縄を候補者として選定しております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この指定管理者については公募して入札したんですか。どういうふうに決定したんですか。

○神田豪港湾課長 先ほどの道路管理課と一緒にして、公募いたしまして指定管理者制度運用委員会を経て、第1回が平成21年8月20日、第2回が11月20日に行い、その中で決めていくこととなります。

○嘉陽宗儀委員 こういう議案説明のときに、土木建築部長、少なくともこういうものについてはちゃんと公募して、何社か応募してきた金額についてもどうのこうのと、やっぱり基本的な、県議会で問題になるような点については委員会で質疑されないようにして、皆さん方のほうで当然審査を深める意味では、基本的なことについてはちゃんと説明したほうがいいんじゃないですか。一々手を挙げて、だれかが聞かないといけないから私は聞いているんだけど、だれも手を挙げないから私が手を挙げているけれども、そういう基本的な事項については今後の議案・提案についてはあらかじめやってください。それで、今について説明してください。

○神田豪港湾課長 お手元に説明資料というのが配付されているかと思いますが、乙第18号議案説明資料といたしまして、対象施設ということで西原マリンパークを指定管理者ということで公募しております。選定方法は沖縄県土木建築部の公の施設に係る指定管理者制度運用委員会でやっております。審査の経過は先ほどお話ししたように2回やって、第1回目は募集要項や管理運営基準及び審査基準の審査、第2回目がヒアリング及び候補者の選定を行っております。そして、審査基準等は1番、2番、3番、先ほどと似たような審査基準で

合計10点、35点、45点、10点の100点となっております。選定結果といたしまして、申請団体ということで2社が応募しております、株式会社クリード沖縄、それから西原マリパーク環境モデル推進委員会となっております。評価点数はクリード沖縄が1位ということで317点、一人100点満点の合計400点満点のうちの317点となります。そして、指定管理者、候補者といたしましては、株式会社クリード沖縄。そして、5番目で選定理由といたしまして、事業計画書や組織体制等が西原マリパークの設置目的を達成し、施設の管理を安定して行う上で十分な内容であり、委員会における総合評価も1位であることから、最も適切に西原マリパークの管理を行うことができるものと認められるということになっております。

○嘉陽宗儀委員 先ほども審査基準が、非常に恣意的に配点されるおそれがあるという、平良昭一委員も指摘していましたが、管理するものは全然違うのに審査基準は全く同じですよ。先ほどの駐車場もこれも中身は全然違うのに、審査基準が一緒というのはどういうことですか。

○神田豪港湾課長 この文言に関しましては、沖縄県港湾管理条例に定められているものです。また、点数については、今道路管理課のほうからも聞いてみると、まず1番目の県民の公平な利用を確保できるものであることは、我がほうが10点に対して、道路管理課のほうは15点、そして2番目の西原マリパークの効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営がなされるものがあること、我がほうが35点で、道路管理課のほうは45点です。そして、事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであることが、我がほうが45点で道路管理課のほうは30点となっております。点数も違うということですよ。

○嘉陽宗儀委員 では、なぜ15点でなぜ10点かというのは説明できますか。それから、なぜ一方は35点で一方は45点にしたのか。その中身を私は問題にしているんです。だから、恣意的に運用されるおそれありということで私は聞いているんです。同じであれば理屈はわかるけれども、なぜ5点、10点の差があるというのは意味がわからない。

○神田豪港湾課長 指定管理者制度運用委員会の中で決めております。

○嘉陽宗儀委員 では、その資料を後で下さい。それと私が気になるのは、一

番今不況の中でいろんな工事、請負の場合でもそうですけれども、すぐ倒産が出てくる。私の事務所に工事代金が取れない、下請代金が取れないというときに、ちゃんと自分たちは資格審査をやってからちゃんと入札契約をしてきましたというけれども。一番財務諸表よ、金があるか、この会社はということについての資料が古いものを使っているんですよ。皆さん方はこれはむしろ審査基準で言えば、財政力があるかどうかというのは重要な物差しの一つだと思うんだけど、なぜこれは入れていないんですか。審査基準の重要な柱ではないんですか。

○**神田豪港湾課長** これは過去3年間の事業の収支報告書を出させて、それを委員会に示して判定させてもらっております。

○**嘉陽宗儀委員** この3年間の事業収支というのは、どこの事業収支ですか。

○**神田豪港湾課長** 当該会社の事業収支です。

○**嘉陽宗儀委員** そうするとそれはこの指定管理と関係ないものも出させているということですか。

○**神田豪港湾課長** その該当会社の安定性を確認するためですので、直接指定管理者とは違うかもしれません。この会社全体の収支を確認しております。

○**嘉陽宗儀委員** あの会社がまさかという倒産事例も相次いでいるのでね。だから財務諸表というのは、例えば銀行口座にい幾ら金があるとか、基本的なパターンというのがある、最低限度ね。県の土木工事の公共工事を得る場合でも皆さん方調べていないといけないはずよ。建設業法上も会社の審査をする場合にこれはないといけないはずなんだよ。そういうぐあいにこういう指定管理の場合でも、それは当然重視されなければならないのに抜けている。それはもっとも安定的にちゃんと管理してもらうための必要条件だと思うんですよ。そういうものがないから、ちょっとこれは欠陥だなと思っているんだけどどうですか。

○**仲田文昭土木建築部長** これにつきましては、先ほど港湾課長からも答弁があったように、この会社の業績について決算書とかを出しております、最近の3年間ですね。そして委員の中に税理士の方がいらっしゃいますので、そっち

のほうを重点的に見てもらうとか、そういったことを委員会の中でやっております。

○嘉陽宗儀委員 だからね、変な言い方だけれども、ある公共工事を入札するときに、財政力を調べないといけないからといって、預金通帳を出せと言われてたからよそから借りて預金して、それで見せて合格して、それで落札したら引き上げて、それで資材が買えない。そして倒産して。金だけは払ったけれども、仕事ができないというのが何件もずっとあるわけだから、そういう意味ではちゃんとやはり安定した指定管理を行うための必要な条件についてはもう1回議論し直してください。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案県道の路線の一部廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 次に、87ページをお開きください。

乙第23号議案県道の路線の一部廃止について御説明申し上げます。

本議案は、名護市から宜野座村までとなっている県道13号線について、道路法第10条第3項の規定に基づき、終点側の路線の一部を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。廃止する区間は、廃止後、宜野座村道及び名護市道として、それぞれの道路管理者が管理を行うこととなっております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありますか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 僕もそこはよく現場に行っているんですが、県道が市道と村道に移る理由は何でしょうか。基本的な質疑だけでも。

○前泊勇栄道路管理課長 まず、県道の性格というのは広域的な幹線道路が県道の性格ですので、ここは本当の生活道路としてなっていると。生活道路というのは市町村道でやるべきだという道路法の精神に基づいて移管するということです。

○吉田勝廣委員 今の精神からいうと、この宜野座村、名護市の市道と村道に変えるために何年かかりましたか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず道路の形態を市町村に移管しても、管理費あるいは事業費を市町村に負担させないために、まず県道として整備を行いました。平成14年度から平成19年度まで3億4800万円を投じて整備をしまして、その名護市道それから宜野座村道としての移管については、4月から各市村と話を進めて、6月と7月に市村の市道・村道として議会の議決を得ています。

○吉田勝廣委員 それは御苦労さまでしたと言いますけれども、要するに基本的に言うと、宜野座村潟原からこの県道を通らないで、旧復帰道路というのかな米軍がつくった道路がそこにあるわけですね。それからちょっと時間的にかなりたって平成14年というのは、ある意味では30年、40年たってからこれを工事しているということだからちょっと遅すぎたのかなと。こういう並列で通っている国道とか県道とか町道とか、こういう計画というのはやっぱりたくさんあるんですか。またそれは今後、どこどこにそういうのがあって、やっぱりまた県道の整備をして市道とか村道、町道に戻したいと、そういうのは今後いっぱいあるんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 本来だとこのバイパスになる部分を整備する前に市町村と話をして旧道になる部分についての移管協議をすべきだったんですけども、その復帰直後は一生懸命整備が中心になって、この辺の旧道の取り扱いが余りされていなかった。一部はされているところもあるんですけども。今現在、旧道として残っている、我々が把握しているのは54路線でございます。

○吉田勝廣委員 僕が問題提起するのは、そういう道路が放置されたりそのまま置かれたり、それから今みたいに工事がおくれて移管するのがおくれたり、ではそれをだれが整備するか。ここの宜野座村潟原からのラインというのは、いつも台風被害が起きて、海岸線はまた基地ですよ。だからなかなか難しい部分があったので。だからそういうところを、例えばこれからまたこの国道329号を通ってずっと行くと東村に入るでしょう。基地の中に県道だったりとまた出てくるでしょう。そういう整備を今後どうしていくかということの基本方針、さっき54路線と言ったもんだから、その基本方針をどうするのか。一つはその基本方針ですね。それからもう一つはバイパスをつくって、国道と並列する県道とかあるいは町道とか、ここをどうするかとかありますね。この辺の計画というのは今後どういうふうにくつもりか、ちょっと聞かせてください。

○前泊勇栄道路管理課長 まず平成19年度でしたけれども、国道から県道に移管した部分がございます。例えば旭橋から国道329バイパスを整備したことに伴って、旭橋から那覇市上間までの旧国道については、これを県管理の補助国道として移管してございます。県道から市町村道に移管する部分については、文書等でもってその土木事務所それから市町村、移管に向けて協議を進めてほしいということで我々は文書も出していますし、部分的には今進行中のところも結構ございます。

○吉田勝廣委員 例えばそういう国道から県道、また県道から町道ですね。市町村道に移管するときのその管理運営それからまた補助率の問題とか、そういうことがやっぱりこれから今まで県道だったのは、県が責任持ってやるわけだから、それがまた市町村となったら市町村が責任を持って今後その管理運営をするわけですからね。そこで何か事が起きたら、さっきのグレーチングみたいなことがもし起きたら大変なことだから。もちろんだから皆さんは13億円ぐらいかけて整備をして移管させたわけですよ。だから、そういうところの補助率とかそういう問題点というのはやっぱりありますか。市町村からそういう意見は。

○前泊勇栄道路管理課長 やはり移管条件としては市町村からいろいろございます。今進めているところでも歩道がないから歩道を整備してほしいとか、側溝がちょっと冠水していますから整備してほしいと。そういうもろもろの要請がございますので、できるだけ移管後に市町村に負担がないように移管前に検討して、可能な限り整備をして移管すると、そういうスタンスです。

○吉田勝廣委員　そうしてくると、今54路線あったというのはそういう整備計画、県道から市町村道に移る整備計画は今後どうしていくかというのは、その計画構想を持っていらっしゃるでしょうか。

○前泊勇栄道路管理課長　個別具体的には持ってございません。ただ、方針としては市町村道に移管すると、そのためにどういう条件が出てくるかということをご各市町村と相談していきたいと思います。

○吉田勝廣委員　よく我々は高率補助という話をしますね。そうすると高率補助というのは10分の8とか、10分の9とかというような形で言われるわけですから。あと3年ですか、平成23年で切れちゃうわけだから、その辺の計画ラインをつくっておかないと、ある意味では我々はよく言う高率補助のうちにもうつくっちゃえとか、これがなくなったらではどうするかというのがあるものだから、その辺の計画は非常におくれているという感じはしますけれども、それはいかがでしょうかね。

○前泊勇栄道路管理課長　市町村によっては、その旧道移管に対してノーだという市町村もございます。ですから我々としては全部市町村に移管したいんですけども、こういう計画的に構想を持ってやるということについては、吉田委員の御提言ということで、市町村とまず話し合いが第一ではないかと考えております。

○吉田勝廣委員　今後、国道が建設されてバイパスが建設されて、国道が並列になるという一つの課題と、もう一つはさっき言ったように国道があつて県道があつて県道からまたね、県道は必要ないというときに移動するとか、そういうところのことをやっぱり精査をして、一つの計画をつくって何年度までにこういうことをするんだということ。それをつくらなければ恐らく予算措置や財政措置もできないから、そこをきちっとしたほうがいいのではないのでしょうかね。そうしないと、市町村も自分の財政計画を立てるときにいろんなことができないので。北部市町村はいっぱい持っているんですよ、その課題は。だから道路管理課長を中心にしてその辺の計画書をつくったほうがいいと思いますけれども、どうでしょうか。

○前泊勇栄道路管理課長　市町村と話し合いを進めてこの計画をつくっていき

たいと思います。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時23分再開

○**當山真市委員長** 再開いたします。

次に、乙第24号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** 88ページをお開きください。

乙第24号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について御説明申し上げます。

本議案は、県が大宜味村にかわって行う特定環境保全公共下水道の終末処理場の建設工事に要する経費の一部を当該市町村に負担させるため、過疎地域自立促進特別措置法第15条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。負担額は、当該年度の事業費から国庫補助金額及び県の負担額を控除した1136万円であります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○**宮城光秋下水道課長** それでは乙第24号議案大宜味村特定環境保全公共下水道、いわゆる特環と申し上げておりますが、県代行事業についてその概要を説明いたします。お手元の説明資料をごらんください。

本事業は、塩屋湾外海埋立地に特環下水道を県が代行して設置するもので、右側が埋め立ての当時の航空写真でございます。写真の右側が那覇市方面でございます。大宜味村塩屋の集落が少しごらんいただけたらと思います。本事業

は平成17年度大宜味村が基本計画を行い、平成18年度から県の代行事業として設計・施工を実施しております。県代行と申しますのは、県が財政力、技術力が十分でない過疎市町村にかわり下水道事業を行う制度で、沖縄県においては座間味村、竹富町において実績がございます。過疎地域自立促進特別措置法の第15条の規定によりまして今回の代行範囲も決められておりまして、写真で示すとおり終末処理場のみでございます。埋設配管等につきましては、村の単独事業ということとなっております。県代行事業を実施しますと補助率のかさ上げがございまして、今年度のかさ上げが19%となっております。それから全体計画はこの1ページの下の方でございますが、表の上から3行目、事業年度が平成18年度から平成22年度、一たん中断をしまして水量の増加後に、平成26年度に再度設備の増設をするという計画になっております。処理面積、人口等は表のとおりでございます。総事業費のうち県分が3億7000万円、これは終末処理場でございますが、そのうち今年度の事業費が1億100万円一次ページをお開きください、上のほうが今年度の事業費でございまして、補助率がかさ上げを含めまして約78%、従来の補助率は3分の2と10分の6でございますが、全体をならしますと19%のかさ上げを含めまして78%となっております。補助金の裏負担につきましては、県と村の協定で5割ずつ一半分ずつということになっておりますが、起債が10万円単位ということもございまして、端数分を村負担とするということになっておりまして、金額に差があるわけでございます。現在の進捗状況と概略図面、下のほうに示してあるとおりでございますが、おおむね建物が建ち上がっているところでございます。来年度の平成22年の11月ごろに通水の予定となっております。

○仲田文昭土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成20年第68号外35件の審査を行います。

ただいまの陳情36件について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 それでは陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

まず、32ページの陳情第119号安謝川河川改修工事に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

3、管理用通路の一部返還や正門前の用地を返還することについては、河川法線の変更を伴うことから、対岸への影響の度合い、那覇学園側の河川法等の遵守のもとに、新たな地権者等との協議を図りながら検討していきたいと考えております。

次に、35ページの陳情第140号泡瀬干潟埋立事業の中止の決議を可決することに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります。現在、本事業は控訴審判決を踏まえ中断しておりますが、沖縄市長は第Ⅰ区域については推進するとしており、県としましては、地元の要請にこたえるためにも、沖縄市による土地利用計画見直し結果を踏まえ、埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業が早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。また、陳情平成20年第68号、同第185号、陳情第18号、第35号、第36号、第37号、第168号及び第172号についても、同様の内容に変更しております。

次に、38ページの陳情第165号文書での回答が公務員としての務めであることに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

陳情者に対しては、平成21年12月2日付で、文書により回答しました。

次に、新規に付託された陳情4件について御説明申し上げます。

まず、47ページの陳情第188号中城湾港新港地区東埠頭の早期整備促進及び

定期船の就航強化促進に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1 中城湾港新港地区の東埠頭においては、水深7.5メートル岸壁6バースと水深11メートル岸壁1バースが概成しておりますが、今後、航路・泊地のしゅんせつを国が実施することになっておりますが、現在、しゅんせつ工事が中断されております。県としましては、新港地区における港湾施設整備の重要性にかんがみ、早期に東埠頭が供用できるよう、今後の対応について国と協議していききたいと考えております。

2 定期船の就航については、平成20年2月に国際物流戦略チームにおいて、新港地区での定期船就航に向けて社会実験を行うことが提言されており、現在、実施に向け関係者と調整を行っているところであります。県としましては、定期船就航に向け、関係機関と連携を図りながら、取り組んでいききたいと考えております。

次に、48ページの陳情第191号の3じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」の創設とじん肺やアスベスト被害の根絶を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

平成19年6月18日、全国トンネルじん肺根絶を求める団体等と国は、トンネルじん肺防止対策に関する合意書を締結し、国においては、トンネル工事におけるじん肺防止対策を強化することとしております。

1 締結後の県発注トンネル工事においては、請負者が行うじん肺健康診断による有所見者の報告はありません。県としましては、トンネル建設労働者の健康管理制度については、国の所管であることから、国の動向を見守っていききたいと考えております。

2 トンネル工事に係る積算基準については、国土交通省が制定した改正積算基準に基づき適切に工事発注を行っております。また、トンネル工事のじん肺防止対策は、厚生労働省が制定した、ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン等に基づき実施しており、各現場において遵守されております。

3 県としましては、トンネルじん肺基金の創設について、国やゼネコンの対応を見守っていききたいと考えております。

次に、49ページの陳情第194号の2平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1 中城湾港は3市2町2村にまたがる重要港湾であり、県が港湾管理者となっておりますが、その管理組合の設置については関係市町村から職員派遣や経費負担が必要となることから、現時点において、困難であると考えております。

なお、港湾課と企業立地推進課は今後とも一層の連携を図り、新港地区の円滑な管理運営に努めていく考えであります。

2 中城湾港新港地区については、現在、策定作業を進めている沖縄21世紀ビジョン(仮称)において産業支援港湾として位置づける予定であります。

3 定期船の就航については、平成20年2月に国際物流戦略チームにおいて、新港地区での定期船就航に向けて社会実験を行うことが提言されており、現在、実施に向け関係者と調整を行っているところであります。

4 新港地区は、現在リサイクル関連企業が多数立地し、金属くず等の循環資源を取り扱っており、リサイクルポートとして機能しております。また、事業者が適正かつ円滑に循環資源を輸送できるよう手続等をまとめた中城湾港リサイクルポート利用促進マニュアルを平成21年度に試行し、さらなる有効活用に取り組んでいく考えであります。

5 冷凍庫の設置については、港湾法で港湾管理者による倉庫業が制限されており、民間企業が事業を行うものと考えております。また、計量器の設置については、財政的な課題があることから今後の検討課題と考えております。

6 新港地区の上屋の建設については、東埠頭において平成22年度完成を目指しております。また、西埠頭には、現在、上屋が1棟設置されており、西埠頭への上屋の増設については、東埠頭の上屋の完成後の使用状況も踏まえ、検討したいと考えております。

7 東埠頭においては、水深7.5メートル岸壁6バースと水深11メートル岸壁1バースが概成しており、今後、航路・泊地のしゅんせつを国が実施することになっておりますが、現在、しゅんせつ工事が中断されております。県としましては、新港地区における港湾施設整備の重要性にかんがみ、早期に東埠頭が供用できるよう、今後の対応について国と協議していきたいと考えております。

8 現在、一般交通に供用している臨港道路を港湾内専用道路として使用するには、多くの課題があり、引き続き関係者と調整したいと考えております。

9 野積場は貨物の保管所であり、使用許可に当たっては目的外使用を禁止しております。県としましては、適正な使用がされるよう指導していきたいと考えております。

次に、52ページの陳情第199号沖縄県が請求する損害賠償額の軽減に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

談合に係る損害賠償事案については、那覇簡易裁判所に民事調停が係属しているところです。県としては、引き続き、建設業者の意見に真摯に耳を傾けるとともに、県の考え方を十分に説明しながら、理解を求めていきたいと考えています。損害賠償金の請求に当たっては、建設業界のおかれている厳しい経営

環境にかんがみ、可能な限り配慮するとともに、国とも相談しながら適切に対応していきたいと考えています。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 説明資料47ページの東埠頭についてですけれども、この東埠頭の整備の必要性というのはどういうことですか。

○**神田豪港湾課長** 港湾におきましては、荷役作業を効率的に行うため、各埠頭の適切な機能分担を図る必要があります。このような観点から、西埠頭においては主として金属くず、砂、砂利、穀物等のバラ貨物を取り扱い、東埠頭では主として自動車鋼材製品、飲食料品等の製品系の貨物を取り扱うこととしており、取り扱い貨物の特性に応じた整備が必要であると考えております。

○**嘉陽宗儀委員** この東埠頭の整備の必要性というのは、今の貨物の状況から見てあるんですか、ないんですか。取り扱い貨物量の実態から見て整備が必要なのか、必要ないのかという点について説明してください。

○**神田豪港湾課長** 現在、西埠頭は稼働しておりまして、主に85%ぐらいの貨物を取り扱っております。東埠頭につきましては、コンテナなどの潜在的な貨物量があると考えております。

○**嘉陽宗儀委員** このコンテナの必要性はどこにあるんですか。コンテナを扱う事業者がどこにあるのか考えてみてください。

○**神田豪港湾課長** 平成17年度に県が実施した背後圏ヒアリングによります

と、新港地区立地企業38社から27万4000トン、背後圏の企業17社から90万トン、合計で約117万トンの需要があるという結果があります。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方はアンケート調査をしたらそうかもしれないということなんですけれども、今、実態としてコンテナで貨物の取り扱いをしているところはありますか、1社でも。

○神田豪港湾課長 コンテナ—主にこの定期船が運んでくるものでして、現在、定期船がその就航に向け調整中です。

○嘉陽宗儀委員 調整している話を聞いていない、今あるかないかだけですよ。

○神田豪港湾課長 潜在貨物量はあると思います。

○嘉陽宗儀委員 行政はね、希望的観測でやったらだめですよ。今民主党政権も事業仕分けしているけれどもそんなの通らないよ、それでは。問題は今実態としてこれだけのものがあって、どうしても必要ですよという県民に対して説得できる材料がないとだめですよ。少なくとも今までは特別自由貿易地域といっても、コンテナを必要とするものは1社もありませんと言っているんだから、これまではね。なければないで、ではどうするかと次の議論になるけれども、要するに、潜在的にはありますみたいに、潜在的なものでは事業計画は進められないですよ。本当にあるんですか、今。

○神田豪港湾課長 那覇港からコンテナ貨物を運んでいる例が現在あります。

○嘉陽宗儀委員 何社ありますか。

○神田豪港湾課長 申しわけありませんが詳しい資料は今手元にありません。

○嘉陽宗儀委員 これは無責任答弁で、前の答弁では、現在、そういう大きな貨物を取り扱う業者はいませんという答弁があるんだからね、整合性がない。しかしきょうはそれが目的ではないからね、それはもうこの辺にするけれども。だからちゃんと港をつくりたい、整備したいという場合には、やっぱり荷物がなくて港だけ整備するようなことになりかねないので、これはやっぱり厳格にしないとね、希望的観測だけで公共工事をやるのは最悪ですよ、今のやり方は

ね。それでちょっと質疑を進めますけれども、今少なくとも西埠頭は85%貨物取り扱いをしていますとあって、まあ砂とかいろいろやっていますよね。これはなぜ85%なんですか。

○神田豪港湾課長 取り扱い貨物量の計画が110万トン、それに対して93万トンとすれば、割り算すると85%ということになります。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いたのは、これは93万トンからもかなり落ちこんでいますよ、今。問題はなぜ85%なのかと、皆さん方はどういう努力をしているのかというのを聞きたいから聞いているんですよ。なぜ85%でとまっているんですか。

○神田豪港湾課長 実績を報告いたしますと、平成17年は71万トン、平成18年は75万トン、平成19年は77万トン、平成20年は93万トンということで年々上がってきております。

○嘉陽宗儀委員 ここではそれも議論はやりませんが、やっぱり落ち込んだりふえたりするけれども、問題は皆さん方はこれまでの説明では、沖のほうで船が待機するぐらい利用させたいということで、これまでの皆さん方の説明は東海岸の、西原町からうるま市石川までの事業者に対して、できるだけこの中城湾港を使ってほしいということで、取り組んで貨物量をふやしますという答弁をしてきているんですが、そういう努力はやっていますか。

○神田豪港湾課長 潜在的なこういう取扱貨物量を特にコンテナ向けに、今定期船就航に向けて努力しているところであります。

○嘉陽宗儀委員 定期船は次に聞こうと思っていたんだけど、今皆さん方がこれまでに説明していた東海岸の事業者に対して、できるだけ安謝埠頭ではなくて中城湾港を利用してくださいということによって、貨物の取り扱い量をふやしていきたいと思えますと、皆さん方が決意表明をこれまでしてきているので、その決意表明どおりに取り組んでいるかどうかをちょっと確かめないといけないもんだからね。そういうことについては具体的にどういう努力をしているんですか。

○神田豪港湾課長 いわゆる背後圏が、余り大きな貨物は主にコンテナとかバ

ラ物ではなくて製品系とかそういうものになります。中古車もそうですね。その辺は主に定期船で就航することにより、大きな荷物が運べるということですので、その定期船の就航に向けて、現在、努力しているところであります。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長から答えてよ、的外れな答弁をしている。

○仲田文昭土木建築部長 当然私どもどれだけの荷物があるかということ和平成17年度にやっております。そしてそれによっても企業のほうから貨物量を把握しております、しかしその中でやっぱり一番の課題は定期船がないということ、新港地区において。それが一番の大きな課題ということで、定期船がないとやっぱり荷主が出そうと思っても、計画的にそういうのがやりにくいということがありますので、港湾課長が先ほど答弁したように私どもはことし定期船の社会実験をやりますので、そして今後も観光商工部とも連携をとりながらまずは定期船の就航が大事だと考えておりますので、それを精力的に取り組んでいきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この西埠頭の港湾の稼働率を高めるためには、定期船もそうなんですけれども、しかし東側の事業者の取扱貨物を一具体的には安謝埠頭から陸送しているものについて、向こうからこっちに来ればいいんじゃないかということで、ずっと皆さん方は言ってきたんだから。皆さん方は県議会でそういう答弁をしてきたことについて、どれほど真剣に取り組んできたかということ、それを僕は聞きたいわけね。だから今、定期船というとな、では皆さん方は定期船がないとやらないのかということになるから。問題は今までそういう努力をしてきたか、こなかったかだけでもいいから明確にしてください。要するに各事業者を回って、あなたの事業者がどういう貨物を扱っていますか、今どこを使っていますか、ではできたらこっちに回せますかぐらい、こういう具体的な取り組みをしたらと思うから、どのような努力をしているんですかと聞いているんです。

○神田豪港湾課長 事業者というか港運会社にいろいろとヒアリングしてみますと、やっぱり貨物というのはいわゆる計画的に出したり入ったりする必要がありまして、週1便とか2便とか定期的に貨物がないと定期船は就航できなくて、定期船がないと貨物を載せることが定期的にできないと。今東京に持っていきたい、もしくは今東京から欲しいというときに、不定期船だとチャーターという形で高くもつくんでしょうけれども、安定的にやることはできないと。

そういうことで、現在、いわゆるコンテナとか製品系の貨物が新港地区を利用できないようなことになっているんじゃないかということヒアリングでわかりまして、我々はその解消に向けて定期船の社会実験を今年度でする予定であります。

○嘉陽宗儀委員 私が聞きたいことについては全く答弁をはぐらかしているけれども、私は10年ぐらい前にもこの港湾業者から陳情を受けて、そういう港湾業を立ち上げたけれども取り扱い貨物がなく、この辺の地域も全部安謝港に行っちゃっているんで、できるだけ東海岸の事業者の皆さん方については、中城湾港のほうを利用できるように何とかならないのかという陳情を受けているんですよ。そのときも私が聞いたら、皆さん方は鋭意そういう努力をしていますという答弁をたしかしているはずですよ。だからもう10年も過ぎていたわけだから、ところが今もって具体的にこの各事業者を回って、需要がどれだけあるか、取り扱い貨物はどれだけあるかという実態も知らない、ただ定期船があればという答弁だけになっているからね。これについてはこの辺でやめておきます。それで定期船航路はどういう努力をしているんですか。見通しは。

○神田豪港湾課長 沖縄国際物流戦略チームにより定期航路を就航させるよう社会実験を行うことが平成20年2月に提言されました。これを受けて平成22年度中に新港地区で社会実験を行う予定で、今関係業者と調整中であります。

○嘉陽宗儀委員 中城湾港に前に台湾からの観光の定期船が入っていましたよね。4万トン級の観光船が定期的に入っていましたね。なぜそれがなくなったんですか。

○神田豪港湾課長 申しわけありませんが、台湾の件についてはちょっと承知しておりませんが、過去に定期船は鹿児島県の志布志市とやった例がありました。

○嘉陽宗儀委員 鹿児島県じゃないよ。

○仲田文昭土木建築部長 今のはクルーズ船の話ですか。台湾からのですか。

○嘉陽宗儀委員 知らなければいいよ。

○仲田文昭土木建築部長 台湾からの航路—クルーズ船かどうかははっきりしないんですが、定期的にあったかどうかもちよっとあれですが、一度クルーズ船が立ち寄ったことは聞いております。そのときにやっぱり上屋といいますか、このクルーズ船が着けるようなふさわしいあれといいますか、港湾の施設といいますか、それがないというような、この辺の埠頭の改善といいますか、そういったものが意見、要望としてあったように聞いております。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも港湾管理者だから、これまでどういう利用状況があったかぐらいは正確に把握してから県議会に臨んでくださいね。それで今、港湾業者はクレーンがない、上屋がないとあって、これは前もやったけれども、また整備計画はあるんですか。上屋をあと一つふやすとか、クレーンを設置して貨物の取り扱いが、拓南製鉄株式会社に頭を下げないでもできるようにするとか、民間業者に頭を下げて今使っているんでしょう。

○神田豪港湾課長 上屋につきましては現在ちょっと港運会社に聞いてみますと、稼働率が大体7割前後ぐらいということで、今のところ適切かなと。ピーク時にはあふれるといいますか、周辺の倉庫を使うということがあるとは聞いておりますが、今後、利用状況、稼働状況を見ながら検討していきたいと思えます。またクレーンにつきましては、あれは民間業者もやっておりまして、民間業者がやっているのに官のほうが入るのは不適切だと考えております。

○嘉陽宗儀委員 ではクレーンの整備計画はありますか、ないですかだけでいいです。

○神田豪港湾課長 県のほうで、官のほうでクレーンを設置する予定は今はありません。

○嘉陽宗儀委員 この貨物の取り扱い量も85%どまり、まあふえたと皆さん方は言っていますけれども、やっぱり利用する条件が悪いわけよな。クレーンもなくてさ、それで何で荷物を上げおろしするか。結局、今は具体的には拓南製鉄株式会社のものがあるから、少なくとも利用しやすいような条件だけはちゃんと保障もするとかそれをやってください。

次、35ページ。泡瀬干潟の埋立事業の問題ですけれども、皆さん方は沖縄市による土地利用計画の見直しの結果を踏まえて、埋立免許の云々というのがあ

りますけれども、その高等裁判所の判決の中身は、事業計画についてはどのように言われていましたか。

○**神田豪港湾課長** 控訴審判決においては土地利用計画の全容が明らかになっていない現段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできないとなっております。

○**嘉陽宗儀委員** その次は。

○**神田豪港湾課長** 今ちょっと本文は手元に持っておりません。

○**嘉陽宗儀委員** 今後、計画をつくる場合でも極めて高い経済的な合理性がないとだめだというのは明確になっているんですよね。そこが肝心なのに、肝心なのは持っていませんという答弁するからなかなか港湾課長もしたたかですね。

それで今ね、沖縄市の計画を港湾課長から手に入れましたけれども、港湾課長は沖縄市の土地利用計画の見直しの意見提出、これは一応目を通されましたか。

○**神田豪港湾課長** 一応見ました。

○**嘉陽宗儀委員** 目を通した範囲で、総論的に言えばどうですか。

○**神田豪港湾課長** これは活性化100人委員会ということで、これは100人ワークショップというのが前にありまして、それが3回開催されてこの100人ワークショップからの意見を踏まえ、より具体的な土地利用計画の市民案を作成するために設置されて、今回沖縄市に報告されたものであります。

○**嘉陽宗儀委員** この判決は事業計画についても採算性については、極めて高い実現性のあるものでないといけないのは非常にたがをはめられているんですよ。だから事業計画をつくる場合でも、それに当然こたえ得るようなものにならないといけないと思いますけれども、この沖縄市が出している主な事業内容、これはどのようなものになっていますか。

○**神田豪港湾課長** いわゆる経済的合理性を高めるということなんですけれども、実はこの案は別に開催されている東部海浜開発土地利用計画検討調査委員

会というのがございまして、これの第4回が12月にあるんですけれども、そのときにこの市民案が報告され、その東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の中でこれは参考にするということでございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方はこれを今沖縄市から上がってきているわけだから、当然前は土木建築部長も一緒になってこれはつくっていますという話でしたので、土木建築部長は詳しいと思うんですけれども、この事業をつくるのに参加した土木建築部長にお聞きしますけれども、これは沖縄唯一の温泉郷、いやしのシンボルタウンと書いてハード事業として、天然ガスと海洋深層水を利用した温泉による温泉街を整備するというんですけれども、向こうは天然ガスが出るのか海洋深層水はとれるのか、これはどうですか。

○神田豪港湾課長 ちょっと嘉陽委員、誤解があるかもしれませんが、土木建築部長が参加しているのは、学識経験者等で構成される東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会とは別組織です。今回、沖縄市の市民案というのは市民の一まあ夢みたいなものも一緒になって、こういう案がいいというのを提出したのが今回のものです。土木建築部長が参加したのはまた別にあります。

○嘉陽宗儀委員 では今度は港湾課長に聞くけれども、今向こうは天然ガスと海洋深層水を利用した温泉街を整備するというけれども、向こうは温泉が出るんですか。

○神田豪港湾課長 今回の活性化100人委員会は沖縄市で開催されておまして、今我がほうはその中身について、そんなに関知はしていないといいますか、内容については詳しくはありません。

○嘉陽宗儀委員 これを見たらね、海洋深層水も天然ガスもこれをやってそういう温泉街をつくるとか、古代ローマ、ペルシャ湾など世界の温泉施設を全部沖縄市泡瀬に建設するとか、実にバラエティーで夢に富んでいるよ。それから世界一の最大のプールを目玉とした国際観光リゾートをつくると。これで泡瀬干潟を埋め立てますと、事業計画としてね。これでは話にならない、質疑をする元気がなくなるよ。これは中身については聞きませんが、皆さん方はこの取り扱いをどうするんですか。

○神田豪港湾課長 これはいわゆる沖縄市民の夢みたいなものも一緒になって

語っているものだと思います。この取り扱いなんですけれども、次回土木建築部長も参加する東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の中で1案に最終的に絞るんですけれども、そのときの参考にしますということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 あのね、参考にもできない、物笑いならんようにちゃんとやってください。終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。
嶺井光委員。

○嶺井光委員 31ページです。安謝川の河川改修工事関連、3つぐらい関連がありますけれども、このことで伺います。先週現場を見てきました。関係者からもちょっとこの経緯を聞いたんですけれども、当初直線案というか用地買収まではされていると、これが26年ぐらい前に用地買収がなされたということをおっしゃっていました。前回の土木委員会でも私は指摘したんですけれども、何でこんなに長引いているのかと。そのときは下流側から工事をやっているから、ここまで来るのに時間がかかったという話をしておりました。それにしても、やっぱり当事者には何らかの意思の疎通が必要だったのではないかなと、先週現場に行って当事者のお話を聞いて感じました。そういう意味で県として用地買収をした、この場所まで工事をするまでに時間がかかる、期間がかかるというのはある程度理解できますけれども、もう20年以上もかかっているというのは余りにも長すぎるという感じがするわけですよ。その間での説明責任というのか、果たすべきじゃないかなと思うんですけれども、この間の意思疎通というのか、どういう対応がなされたのか、まずお願いします。

○小祿茂徳河川課長 嶺井委員がおっしゃるように意思の疎通が逆にありまして、彼らの意見をいろいろ聞くとそういうことで、例えば今の計画はボックスカルバートを平成20年3月から那覇市古島のほうでやっているんですが、上流のほうにですね。実はその計画も約10年前の平成12年ごろに計画がされておりました。しかし、やるに当たって彼が占有している土地とかについて、どうしてもそこを利用しないといけないということで、那覇学園側といろいろ調整を図っております。その中でいろいろとまた要請が出てきます。その要請をまた真摯に受けとめて調整を図ります。さらにまたいろいろな要望が出てますということで、それで今いう時間の経年になっているということですね。

○嶺井光委員 意思疎通をする中で条件というのか、こういうのが出てこれがある意味で障害になったということだと思っんですけども、この前見た感じだと、まず直線案を初め県は企画して用地買収もした、ところが、これを蛇行案にかえるわけですよ、直線案から蛇行案にかえるという理由は何ですか。

○小禄茂徳河川課長 大きな理由は、ちょっと経年を話ししますと、昭和59年に那覇学園側の要請で土地を購入しております。その後いろいろと調整の中で、どうしても直線案だと約100坪の飛び地が出るという話とか、那覇学園の土地利用がうまくいかないと、そういう話がありまして、そうすると今蛇行案で進めたら那覇学園の土地利用もかなりできると。さらに加えて平成9年以前までは、河川というのはどちらかという蛇行を直線にして一気に水を流し込むと、早目に水を流して安全性を向上させるということが、河川事業のメインでありました。その後平成9年から治水、利水に加えて環境面を非常に重視すると、そういうことで法律の改正とも伴って、我々が今平成10年ごろから那覇学園と調整を図りまして、平成11年に蛇行案での協議を行って同意したということなんです。

○嶺井光委員 平成9年に河川法が改正されましたよね。こういう関連もあって、変えたということの説明だと思っんですけどもね。ここについては用地買収をしているわけですよ。残地として残る部分についても、あるいはこれに加えて、河川敷も含めて当事者は自分たちの土地になる、それを橋でつないでくれば直線案でいいという考えだったのではないですか。

○小禄茂徳河川課長 橋でつないでくればいいという以外に那覇学園側の要求の中に、直線案でできた場合に上流側の左岸側の琉球生コンのところに廃川敷ができます。その廃川敷もこれは国有地なんですけど、これを那覇学園側からすればそれも自分たちが使うんだと、利用させてもらうんだという条件で自分たちは土地を売買したんだということを主張しておりまして、当然国有地につきましても県の一存ではそういう処理はできませんので、特に国有地を処理する場合は例えば等価交換とか、そういう公共に利するようなものであればよろしいんですが、一個人とか一施設に国有地をそのまま譲渡するわけにはいきませんので、そういう状況となっております。

○嶺井光委員 いずれにしても当時は、今河川課長がおっしゃるように国有地ですから県がどうこうということではできないというのは、これは承知だと思

いますよ。しかし、この可能性を示したというのか、こういう交渉であったという受けとめ方を向こうはしていると思うんですが、こちら辺は認識は県はしておりますか。

○小禄茂徳河川課長 例えば、彼が土地を売却するときのいろいろな一過去に自分がこういうことを主張したんだという話なんですけど、当時の担当とか、当時の各事務所の所長とかいろいろ情報を集めてもそういう事実はないと。そういうことで、我々としてはどうしても一番いいのは、昭和59年から変遷を経て、那覇学園の土地利用をどうすればいいかと、一番いい方法は今の飛び地の約100坪の土地も我々のほうで、蛇行案と一緒に包含をしまして、右岸側から出る県有地の土地を彼らと等価交換と売却を実施すれば、これが非常にうまく土地利用を図れると。平成19年にそういう理解のもとに契約の寸前まで至っております。しかし地権者が4名いるんですが、1名の地権者が一那覇学園の同じ黒潮名なんですけど、那覇学園の1名の地権者が押印せずに契約が達成しておりません。

○嶺井光委員 結局は、蛇行案でも向こうは応じるという方向にきていますよね。しかしながら、それでも何点かの条件が示されているようですけれどもね、この一つ、下流側の隣接への管理道路のすりつけの面で、隣の土地側から壁になって、これではまずいということで県はこの施設の要求に応じられないという話のようですけれども、現場を見て感じたんですけれども、この隣の土地をちょっとマウンドアップさせれば壁にはならないんじゃないかなと感じたんですけれどもね。県としての歩み寄るというのか、工法の変更、検討で打開策はないんですか、考えられませんか。

○小禄茂徳河川課長 実は河川に面する那覇学園側の土地の長さが大体95メートルございまして、そのうちの約65メートルぐらいはそのまま、河川の管理用通路というんですが、そことフラットになります。せんだって委員の皆さんにお渡しした図面があると思いますが、少しその辺を過ぎて隣の住宅の近くになりますと、那覇学園と河川の間にコンターがありましてかなり勾配が出てきます。我々としてもまず先ほど言った約65メートルについては、そのままフラットにしましょうと。しかしどうしても横断的に勾配がつくところは、重力式擁壁でそこもフラットにしましょうと。しかし河川とフラットではなくて、土地としてフラットにしましょうと。今、嶺井委員のおっしゃる隣の住宅の話なんですけど、当然隣の住宅はもともとの計画の中でも、特に何か那覇学園の施設に

施さなくても河川ともともとフラットなんですね。その住宅の方が言うには、まず一つを挙げると当然プライバシーというんですか、縦断が上がりますので管理用通路からその方の家が、そのままのぞけるといいますか、そういう状況になりますよと。もう一つはその土地の中に水がたまりますよと。そういう状況等で我々としてはその区間については、そのままフラットということで考えております。

○嶺井光委員 ではこの隣の土地の方は、ここに管理用通路ができること自体を嫌がっているんですか。

○小禄茂徳河川課長 いえ、そうではなくて管理用通路は計画されていますが、我々の護岸の高さと、彼らの土地の高さはもとの計画上ではフラットなんです。そこにあえて縦断をつけますと、当然隣の住居の方は、縦断が上がると管理用通路はいろいろ散策路とか利用されますので、そのまま自分の家がのぞかれると。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑と答弁がかみ合わないため、嶺井委員から改めて質疑の趣旨の説明を行う。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

小禄茂徳河川課長。

○小禄茂徳河川課長 私たちも現場に行って状況を把握しているんですが、盛り土は状況としてはできません。どうしても排水上の観点からですね。また、建物がありまして盛り土はできません。

○嶺井光委員 交渉はしてみる価値はあるんじゃないかなと私は思っています。建物があるからということであれば、この建物の所有者とこういうことでどうかと。どうですか。

○小禄茂徳河川課長 そこの建物の所有者については、那覇学園のほうから嶺井委員のおっしゃるような意見がありましたので、ここ1週間前にお会いしておりますが、本人たちの答えとしてはノーだと言っております。

○嶺井光委員 私は直線案を蛇行案にしたというのも、直線案をあきらめたというのもちょっと一つ疑問があるのは、直線案とした場合に一部用地取得できていないのがありますよね。直線案だと買収できていない土地が、この前聞いたらあったんですよ。あれは障害になっていませんか。

○小禄茂徳河川課長 昭和58年にまだ下流のほうをやっていて、その上流までにかなり時間がかかりますよと。その時点において計画はあるんですけども、詳細設計等もまだできてないんですね。昭和58年に那覇学園側の要請によりまして、急いで昭和59年に土地を購入しています。嶺井委員がおっしゃる土地に関しては当然、事業を実施される時点において購入する予定となっております。

○嶺井光委員 いずれにしても、ちょっと意思疎通をしっかりとやらなければならないという感じはしております。蛇行案でも、施設としても一応了解の方向で考えているような感じはしましたのでね。幾つかのクリアすべき課題はあるようですけれども、しっかりと議論をして乗り越えていただきたいと思っています。

あと1点ですが陳情第179号、Aクラス業者に対する損害賠償請求に係る陳情の件ですけれども、前の土木委員会でも指摘はしたんですけれどもね、この排除措置命令を受けていないAクラス業者にも請求する根拠として工事請負契約書の第51条の2第2項、ここを挙げておりますよね。この第51条の2第2項というのは、第48条の2がもとになっているわけですよ。第48条の2というのは、この談合の事実が判明した方となっておりますよね。それからすると対象にはならないんじゃないかと私は思っておりますけれども、どうなんですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 これは特殊なものはですね、談合をした、工事を担当したのが乙という共同企業体ですので、その共同企業体の代表構成員が談合をしたために、全体としてそれと第51条の2第2項で共同連帯責任を負うという形になっております。

○嶺井光委員 だからそこら辺が腑に落ちないわけですよ。乙には何社かあるわけですよ、談合をしたのは、排除措置命令を受けたのは、この何社かのうちの特Aクラスの企業だけなんですよ。そうであれば該当しないんじゃないんですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 あくまでも共同企業体という特殊性に基づくものでございますので、共同企業体の行為というのが談合をしているわけでございます。共同企業体のその行為は代表構成員によってなされるということで、そのためにあえて第51条の2がその共同企業体の代表構成員、それとこの構成員に連帯責任を負わせているという条項があえて設けられているというわけでございます。

○嶺井光委員 共同企業体だとこの責任分担の割合がありますよね。これは県は知っていますよね。

○喜瀬普一郎土木企画課長 はい、承知しております。

○嶺井光委員 そうであれば責任があるとかないとかは別にして、皆さんはAクラス業者にも全額というのか、特Aクラス業者にも全額それぞれ請求していますよね。分担がわかるのであれば、分担を分けて請求すべきではないですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 あくまでもこれは連帯責任ということで、文言の中にも、甲いわゆる県はその両方に全額を請求することができるというように書いてございますので、そのように理解はしておりますけれども、ただ特Aクラス業者のほうに、代表構成員のほうに一義的には請求してまいりますと、その代表構成員が払えなかった場合に、倒産あるいは解散等をやった場合にこのAクラス業者のほうに行きますよということで説明してきてございます。

○嶺井光委員 私はこういう考えでちょっと不当な請求だなと思っているんですよ。そういう考えがあるということもひとつ酌み取っていただいて、対応していただきたいなと思っています。

関連して新規の陳情第199号、処理概要に国とも相談してとありますけれども、どんな相談があるんですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 御案内のとおり工事の中には、我々が損害賠償金として求めている金額の中には、補助金が入ってございます。これを県が放棄したりあるいは減免したりしますと、国のほうとしてはその中に占める補助金の割合分を請求するというような文書の回答がございまして、その辺の仕方、いわゆる調停の内容とか業者との話し合いの中で、そのような減免の方法にいった場合に、果たしてこのやり方で国は請求するのかということ、相談した

りあるいは確認したりする必要があると考えております。

○嶺井光委員 国に相談できるのであればありがたいなと思うんですけどもね。申し上げたいのは、平成18年12月定例会でもこのことで知事に対して要請決議をしておりますよ。県内建設業及び県民生活の安定に関する要請決議、まあ中小零細企業であってね、受注環境も大変悪い、利益幅も少ない、こういう流れに既に入っているわけですから、こういう厳しい状況を理解してもらいたいという決議をしました。まさに現在というのは、あの平成18年、こういう談合事件があった以降ますます経済的にはね、あるいは建設業界を取り巻く環境というのは厳しくなっていると思っております。そういう意味でも、今特Aクラス業者の皆さんとの調停も進めているようなんですけれどもね、県としても調停はあくまでも双方の歩み寄りが必要だと思っておりますから、こういう実情を国にも理解してもらおう努力をして、業界をある意味救うというのかな、業界にも配慮した調停の方向に進めてほしいなと思うんですが、いかがですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 昨今のこの建設業界のおかれた現況につきましては、我々土木建築部としても重々理解しておりますので、それも含めてどこまでお互いに歩み寄れるかというところを話し合っていきたいと思っております。我々としてもただ一概に断るのではなくて、真摯に相手の声に耳を傾けて、我々の考え方も十分に理解してもらって、そこで歩み寄れるように求めていきたいと考えております。

○嶺井光委員 国の側もね、こういうふうには県もあるいは業界も一まあ業界は全く払わないわけにはいかない、県だってやっぱり県民、国民の税金ですから、そのまま放っておくわけにはいかないということで、今ある意味調整をしている中ですから、しっかり取り組んで国にも理解を求めて県の経済に影響がないような方向で頑張っていたきたいと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 嶺井委員との関連でありますけれども、この件につきましては私どもも金曜日にAクラス業者10社の陳情、そして特Aクラス業者の陳情、参考人を呼びましていろいろと質疑・応答をさせていただきました。この件はずっと土木委員会のたびに問題提起され質疑がなされていますので、多くは聞き

ませんけれども、金曜日の特Aクラス業者の皆さん方の意見の中で、いわゆる債権の一部放棄に対する国の考え方ということで、例えば7%債権放棄したときに、国としては県民負担が生じることはないという見解を出しているという話があるんですよ。ただそれはあくまでも司法の場で決着したときだということなんですけれども、この辺についての県の考え方はどうですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 国は基本的に債権を執行部あるいは県議会のほうが放棄した場合には、その部分について国庫補助金相当分は求めますよという回答はしてきてございます。しかしその後、我々としては再度国土交通省に行きまして話を確認してきたところ、今調停の段階にあると、あるいは行く行くは裁判に行くかもしれないと、そういう中で司法が入ってきて何らかの合理的な話し合いがなされたものにつきましては、それなりの信頼性があるだろうから、補助金の返還については再度検討することがあるという考え方を示しております。

○大城一馬委員 確かに調停の最中で、確固たる話は説明できないと思いますけれども、やはりもうここまで来て、ある意味ではもう社会的制裁も十分に私は受けていると認識しているんですよ、この談合問題の特Aクラス業者ですね。そして、いろんなやるべきことはやってきているわけですね、指名停止、営業停止あるいは違約金等も払っているということで。しかしこれは、いつまでもずるずるというわけにはいかないと。県も11月の県議会にという話もあったし、それもまた延びて2月議会という話もあります。また調停も来月に第8回目の調停が行われるということなんです、やはりしっかり今沖縄の現下の経済状況をかんがみても、ぜひ軽減措置をしっかりと打ってもらって、どういう調停になるかわかりませんが、県としてもぜひしかるべき対応をやるべきではないかと思っているんですが、土木建築部長いかがですか。

○仲田文昭土木建築部長 この談合に関連する県との関係は、損害賠償と違約金という形で請求しているわけですが、これにつきましては私ども県のほうの基本方針、当然私どもは県民の立場というのがあります。またもう一方では、建設業界を育てるといいますか経営に対してもやらなければならないところがあって、双方を見ながら私どもは判断しなければいけないと思うんですが、それにつきましてはこの懸案が10年近くたっております。それで調停という形も去年の9月ごろに特Aクラス業者からありまして、その中で余り長引くことは双方にとって好ましくないということ、ある面で我々は一応県議会

のほうに提案しているというのを一まあ裁判といいますか、それをすぐやるのではなくて、ある程度皆さんの考え方を早くまとめられるという意味もありまして、7カ月ぐらい中断しておりましたのでそれを早く促すという意味もありました。しかし、その後新たに代理人を選任して12月に再開ということになりましたので、当分見送るという結論になったわけでございます。それで私どもとしましても、やはり調停の中で、基本的に話し合いの中で解決を図っていききたいと、これは私どもの基本としては変わっておりません。これまで月に1回のペースになりますけれども、そういったものを早目に詰めて一日も早くこの問題を解決していききたいということでございまして、当然私どもは、先ほど土木企画課長の話にあったように、国とも関係してございますのでいろいろ国の意見を聞きながら、調整しながら調停の場で早目に解決に取り組んでいきたいと考えております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。

池間淳委員。

○**池間淳委員** 関連しますが、談合の問題でこれはもう大変厳しい、執行部の皆さんも業者の皆さんもお互い厳しいんじゃないかなと思っているんですが、ただこの厳しい中、業者も大変ですね。最低制限価格は当時80%まで下がって、今はどんどん上がって90%まできてはいるけれども、業者もその間、大変な苦勞をされてきたのではないかなと思っています。ただ談合をしたということは、これはもうやっちゃいけないことをやっているわけですから、皆さんと調整をしながら調停に今入っているわけなんですけど、業者もその体力に応じて払っていききたいということは今の調停の中であると思うんですが、これは私の想像なんですけど。今の調停での内容を差し支えないところまで聞かせていただけませんか。

○**仲田文昭土木建築部長** 大変申しわけないですが、調停の内容につきましては非公開になっておりますので、関係者以外につきましては、どういう状況であるということをお話しすることはちょっと御勘弁願いたいと思います。それから業者への配慮でございますが、私どもの調停が仮に結論が出たとしますと、またそれ以外に支払い方法とかそういったものにつきまして、それぞれの業者の体力に応じた、この業者の経営状況に応じて支払い方法というの、私どもは当然配慮しながらやっていききたいと思っています。そして、既にまだまだ数はそんなに多くはないんですけども支払いしているところがございまし

て、それについては我々県庁内でいわゆる会計課とかと調整する必要がありますので、それについてはもう調整は終わっています。ある意味でひな形としてもうできておりますので、私どもとしては裁判によらなくても自分らでできるもの、あるいは調停の中でできなくても行政のほうで配慮できるものについては、既に取り組んで実施しているものもございます。そういう状況でございます。

○池間淳委員　ぜひ、裁判まで持っていかないで調停でやっていただければいいなと思っておりますから、その件については両方が納得いくように頑張ってくださいと思います。ところで政権もかわりましたが、この件について国の方針はどうか。

○喜瀬普一郎土木企画課長　政権が変わる前と後、同じように相談をしましたがけれども、考え方は同じでございました。

○池間淳委員　皆さんは、取ったら国にその分の補助率の分は返せよということで多分きているんじゃないかなと思っております。だから10%だったら10%の国の補助率に見合う分をやれと、あるいはそれ以下だったらそれ以下のものになるんじゃないかなと思っておりますが、ただ違約金条項の中に10%ということを書いているということで、多分そこで今つばぜり合いやっているんじゃないかなと思うけれども、やっぱり国は今でも、皆さんも請求しておりますよね、請求した時点で、取って返しなさいということを行っているんですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長　通達の中には、文言上は違約金をなるべく早目に請求しなさいと、回収したものにつきましては、その国庫補助金分を返しなさいというような通達がございました。

○池間淳委員　回収した分について返しなさいということですよ。国からの請求はないでしょう。

○喜瀬普一郎土木企画課長　回収した分については国は請求すると言っております。

○池間淳委員　課徴金と違約金の違いを教えてください。

○喜瀬普一郎土木企画課長 課徴金は公正取引委員会が独占禁止法に違反したと認定した企業から、当時は契約金額の3%をいわゆる行政罰ということで強制的に徴収している金額でございます。これに対しまして違約金というのは、県と請負業者がいわゆる私間の契約を結んでその中の約束事項に基づいて、損害賠償予約という言い方をしていますけれども、それを違約金と呼んでいます。談合があって公正取引委員会から認定された場合には、契約金額の10%を違約金として業者は納めないといけないという形で、あくまでも契約上の損害賠償金でございます。

○池間淳委員 結局、この違約金も課徴金も談合というところから始まってくるわけなんですよ。談合がなければ課徴金も違約金もないんですよ。課徴金はどういう請求をされているんですか。談合した皆さん方に、認めた特Aクラス業者の皆さん方にどういった請求をされているんですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 平成18年3月29日に、136社に課徴金の納付命令が出ております。そしてこれが納付期限が2カ月後となっております。その期間内に払わなければまた利息がどんどんついていくという形で、直接公正取引委員会は話ししてくれなかったんですけども、その前に倒産した企業以外はほとんど納付していると伺っております。約30億円ぐらいですね。

○池間淳委員 共同企業体であるけれども、共同企業体の持ち分についてやっているのか、全体についてやっているのか、それは皆さん御存じですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 共同企業体の契約工事につきましては、構成員の持ち分の比率に応じて課徴金が課されております。

○池間淳委員 ここなんですよ。持ち分について国は課徴金を取っているんです。何で県は持ち分以外のものまでみんな取らないといけないの。談合はしていないんですよ。だからAクラス業者、構成員については国は課徴金は請求していないんですよ。国は請求していないのに、何で県は請求しないといけないのかという疑問があるんですよ。だから先ほど言ったように、談合というのから始まって課徴金と違約金が出てくるわけだから。国は持ち分についてしか請求しない、そこに疑問が出てくるんです。何ですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長　なぜそのような処分をしたかということで、これも我々はまた公正取引委員会に伺いましたけれども、はっきりは説明していませんでしたが、公正取引委員会は行政処分でございますので、その行政の効果を上げるためには、それがよいというような判断をしたようでございます。ただ、沖縄県の場合は、あくまでも先ほど説明申し上げましたように、民法上の契約に基づく条項によって責任が連帯責任というようにうたわれておりますので、それが根拠となっております。

○池間淳委員　国は談合をしてはいけないということで、この法律にのっとってやるわけですよ。皆さんは何にのっとって民法—民法だけでこれはできるんですか。この談合条項がなければ民法は適用されないんじゃないの、そうでしょう。まず根拠があるんですよ、談合をしたというのが。これがないと民法は適用されますか。どれが上位だ。

○喜瀬普一郎土木企画課長　あくまでもこの契約書の中で、共同企業体の構成員が談合をした場合にはその構成員全体の連帯責任ですよということは、お互いが合意して印鑑を押した契約書の中で効力を生じていると、その効果によってそれぞれの構成員が責任を負うという形でございます。

○池間淳委員　課徴金については、国はその持ち分しかやっていない。これは談合した人に対してやるということですよ、持ち分に対する課徴金を課したので。談合していないということになるのではないですか、Aクラス業者は。談合したということであれば、Aクラス業者にも多分行くはずなんですよ、共同責任があるということですね、皆さんが今言っているように。この件について何で—これは上位法ですよ。談合があって、それは民法で皆さん方はやっているかもしれないけれども、談合という規定がなければこれはないんですよ。上位法を上回って請求するというのは僕らは納得できない。上位法があって法律はどんどん条例にまでいくんだよ。それを上回って請求するということがあり得るかということ。

○喜瀬普一郎土木企画課長　これは法律と私法上の契約ということで大きな違いがございます。国のほうで、もし談合認定がされた場合には、された相手が共同企業体の場合、構成員の1人であれば構成員全体で責任を負いますというのが我々の契約書の内容になってございますので、そこに大きな違いが出ております。公法と私法との関係があります。

○池間淳委員 それは皆さんの考えですよ。だったら、この額についても皆さん方の裁量はあるはずなんです。そうでしょう。額についても率についても今説明したとおりですよ。談合のものはあったけれども、これは皆さん方が約束しているからこれでやりますと。もちろん違約金だから約束違反なんです。だったら率や額についても、皆さん方は検討の余地があるという説明と一緒にですよ、今説明しているのは。そうやるべきだと認識していいですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 池間委員が今おっしゃったことは構成員の比率の話でございますか、それとも今10%というのを何%かに下げるといような、そのような率の話でございますか。

○池間淳委員 皆さんの配慮で10%にやっているから、課徴金とは違った分について請求していますといようなことを言うものだから、では皆さんの配慮だなと僕は受けとめているんですよ。皆さんが配慮すれば談合金の問題の率を一今調停をやっているけれども、そのあたりは配慮の余地があるのかと聞いている。僕はそういうふうに受けとめているよということですよ。

○喜瀬普一郎土木企画課長 これはあくまでも、いわゆる……。

○當山真市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲田土木建築部長から池間委員に質疑の趣旨を確認。)

○當山真市委員長 再開いたします。

喜瀬普一郎土木企画課長。

○喜瀬普一郎土木企画課長 10%というのは工事請負契約書の中での合意事項でございますので、特段の理由がございましたら、その辺のところは今調停の中で話し合っていけるかなと考えてございます。

○池間淳委員 大城委員からもお願いがあったんですが、やっぱりこの建設業界の現状を踏まえて見れば、この実績をですね—これは金曜日に僕らはもらったけれども、決算はほとんど赤字なんです。そういう状態等もあって、この10%というのは大変厳しいんじゃないかなという感じを受けました。金曜日

の参考人からの説明聴取のときにそういう説明を受けたんですが、ぜひ建設業はもう沖縄県の経済を支えている大きな一本柱ですよ、皆さん方が育ててきたわけですから。戦後復興に皆さん方の技術を今の業者の皆さん方に提供してこれまで頑張ってきたんですよ。彼らが今死ぬか生きるかの立場になっているような感じがしています。皆さんの技術が生きるか死ぬかですよ。これが沖縄県の経済に大きな影響が出てくるということにもなりますので、そのあたりはきちっと配慮される条文だということをお聞きして、それを今土木企画課長が説明していただきましたので、それに大きな期待をもってひとつ私からもお願いをして終わりたいと思います。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。

新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** 関連で二、三お伺いをしたいと思うんですが、特Aクラス業者の皆さんに関しては課徴金も課されてきていますし、業者の皆さんも談合のことに関しては一応認めているわけですよ、制裁も課されていると。そういう状況に関して、県が契約書上の違約金はあるにしても業者の置かれた事情を勘案すればさらに重い制裁を課そうという、そういうつもりはさらさらないと思うんですよ。業者の置かれている事情も恐らく十分わかっていると思うんですね。そうした場合に、県として今調停をやっているんですが、その調停の中で限りなくというか業者の皆さんがここまでなら我々はできると、そういう一つの線を出されて、それが10%から見たら限りなく低いとか、そういう状況での妥協したときに、県民に対する県の立場としてどういうことが考えられるのか、そこら辺ですよ。この問題に関しては、県民もあるし、県議会もあるし、業者の皆さんもあるし、執行部の皆さんの立場もあると。それぞれの状況を一責任の立場があるんですが、限りなく低いというか、業者の皆さんの事情に配慮した立場での妥協をしたときにどういうことが予想されるのか、そこら辺をちょっと聞かせてもらえますか。

○**喜瀬普一郎土木企画課長** 新垣委員がおっしゃいましたように、どこまで県が配慮できるのかということは非常に大きな問題で、我々はずっとこの間悩んできている問題でございます。一つに県民に不当な財産の損害を与えないということ、これが第一義的でございます。県が有する債権をもし減免した場合、県の財産に損害を与えると同時に、減免した額に占める国庫補助金相当分を、国に返還しなければならなくなります。ですから県民の財産がまた大きく一こ

これは県が立てかえて払う形になりますので、県民の財産が大きく損なわれるようになります。そうなった場合、余りにもその額が大きい場合、果たして県民全般の理解が得られるかどうかというのが大きな問題となります。またこれは行政の立場からですけれども、公正・公平な行政という観点から、確かに今建設業者は厳しい中ではございますけれども、他の業界や県民一般も今非常に不況な時代でございますので、果たしてこの県民の財産を損なってまで建設業者のほうに税金をもっているかということ、それが建設業者の独占禁止法違反という事案にかかっているだけに、この辺もまた県民の視点から考えた場合、果たしてどういうことだろうかなど、これは行政のサイドとして非常に心配するところでもあります。あとは先ほど申し上げましたように、国庫補助金の返還の問題とか、それからまたこの不当な財産の損害と言われた場合には、県を相手に住民訴訟が出される可能性が十分ございますので、そういったことももろもろ我々としては今以上に総合的に判断しているところでございます。

○新垣安弘委員 今の補助金の国庫への返還の分に関しては、裁判所を挟んで調停をすればそこは消えるわけですよ。

○喜瀬普一郎土木企画課長 一応そのような理解は我々としてはしているつもりでございますけれども、国に相談に伺うというのはその辺の大きな、いわゆる10%をゼロにするとか、その辺の額が大きくなった場合に果たして国がどう判断するかと、その辺はまた国にあらかじめ相談、確認をしに行かなければいけないものかと思っております。

○新垣安弘委員 ゼロとは言っていないし業者の皆さんもゼロとは言わないと思うんですよ。それなりに誠意は示すと思うんですね。一番この問題で県が苦しい立場というか心配するのは住民訴訟というか、そこに知事がさらされるというか、一番の心配はそこにあるんじゃないかと思うんですが、そこはどうですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 確かに、他都道府県の事例の多くは県知事あるいは首長が長い間請求しなかったために、それぞれ住民訴訟が起こされてほとんどのところが敗訴している状況にございます。今いろいろ調停の中でも、もし妥協する点があれば、その辺が県民の財産の損害ということで、もし県民の視点から見られた場合に、必ずしも訴訟が起きないという可能性はなきにしもあらずと考えております。

○新垣安弘委員 補助金の返還という部分に関しては、恐らくそのまま返還請求されることはないという可能性は十分にあると思うんですね。あとはそれ以外に低く妥協した場合において、県民に対する損害の部分がどの程度なのかなという目安は出てくると思うんですね。その目安というのは恐らく特AクラスあるいはAクラスに損害賠償金の請求をしたときに、そこからその業者が倒産あるいは連鎖倒産、そういう状況が当然発生するであろうということは想定できるわけですから。それにおける、いわゆる県としての損害というか、マイナス的な部分とも兼ね合わせてこれは考える必要があると思うんですよ。だからそこはぜひそういう観点で法律だからということでやって、住民側から県知事が訴訟の矢面に立たされるようなことだけを懸念しすぎて、この調停をなかなか妥結できないということがあってはならないと思います。そこはぜひ皆さんも勇気をもって、しっかりとした対応をしてもらいたいと思うんですけれども。あと1点、特Aクラス業者の皆さんと今調停をやっているわけですね。それで話がついたときに、特Aクラスのほうが倒産したところもある、いろいろ事情はあると思うんですが、倒産はしていないまでもこれから厳しくなるところもあると。そういう調停が成立したときに、その後のAクラス業者に係るしわ寄せというか、対応というか、Aクラス業者にはどういう形でいくんでしょうか。特Aクラス業者との調停の間で、ではJVの比率、割合に応じてやりましょうねということは、これはAクラス業者抜きでは決められないと思うんですが、そこら辺をちょっと確認願えますか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 それはまさに特Aクラス業者との調停、それからAクラス業者との調停の一つの焦点にもなっておりまして、中身についてはちょっと控えさせていただきたいんですけれども、ただやはり双方の合意が得られなければこの談合の損害賠償金、いわゆる連帯債権問題についてまとまりがつかないんじゃないかなという感じはしております。

○新垣安弘委員 この調停というのは、特Aクラス業者とAクラス業者も入れて両者とまとめないとまとまらない、ということで理解していいんでしょうか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 その公算が非常に強いと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 陳情第199号、今の関連ですけれども、金曜日に参考人からの説明を受けた中で、若干疑問点がありますのでお聞きしたいと思っておりますけれども、平成14年と平成15年以降の問題がありまして、訴訟の中身については我々は何も言う権限はありませんので、その中で非常に特Aクラス業者の方々が疑問に思っていたのは、平成14年と平成15年のものが契約書の中にうたわれていないという関連の中で、当然平成14年の部分については、そういう観点はないだろうということで、比率の関係の中ではないだろうというのがありました。おっしゃられないかもしれませんが、それが議論になっている対象の分岐点だということも言っていましたので、その辺はどういうお考えでしょうか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 今、平良委員が言われましたように、平成15年につきましては違約金条項に基づきまして10%というのは既に明記されてございますので、それに基づいて今請求をしているところですが、平成14年については違約金条項は確かにございませんけれども、明らかに公正取引委員会が談合があったと認定してございますので、いわゆる本来ならば安く落札されるものが高くなっているだろうというもとに、我々としては談合が指摘された箇所のそれぞれの平均落札率と、それから談合がなかったであろうと推定される期間の特Aクラス業者の建築土木一式工事の、似たような工事の落札率を平均しましてその差額を損害額だろうと認定しまして—これは各県とも同じような手法をとってございますけれども、その中で引き出してきたのが13.7%と差が出ておりました。それでいろいろ建設業者の現状とかを勘案しまして、違約金条項とあわせて10%という形で請求させてもらっております。

○平良昭一委員 この条項がいつ入ってきたかということを知らなかったと説明しているんですよ。そういう面で私は説明の中から、この契約書の中身をお互いで確認をしていなかったのではないかなと思ったんですけれども、その辺を重々説明をしたような状況がありますか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 通常、請負契約約款が変わった場合には、これは告示いたしますので、その辺についてはまた発注者のほうから説明されていると思っております。

○平良昭一委員 これが参考人の中ではそういう答えが出てこなかったんです

よ、いつ何どき入ってきたかわからないというようなことでありますので、まずはその辺もお互い配慮すべき点があるのではないかなと私は認識しているんですよ。その辺はどうお考えですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 今、平良委員のおっしゃっていることですがけれども、我々としてはいわゆる規則にのっとってこの請負契約約款が変わった場合には、県の公報等に登載しまして前から十分に周知していて、そのことについては契約するときにも業者には説明しているということで通常やっておりますので、十分に理解されていると理解しております。

○平良昭一委員 県の言い分はそうしかありませんよね。しかし特Aクラス業者の方々の中にもそういう意見があったということと、ましてや談合にかかわっていないといわれるAクラス業者に関しては、そういうことに対して全く知らないわけですよ。その辺はこの間の参考人の意見の中で非常に疑問に思った点でありました。それはそれでいいとして、先ほど池間委員からもありましたとおり、課徴金は特Aクラス業者の方々に対して請求して、これは全業者支払ったんですか、これの対象になったものは。

○喜瀬普一郎土木企画課長 公正取引委員会から聞いたニュースから推測しますと、請求された後に倒産した企業が一、二社ぐらいございましたけれども、それ以外はすべて払ったと聞いております。

○平良昭一委員 公正取引委員会はあくまでも業者に対しての課徴金、要するに責任は発注者側にはないという観点に立っていると思いますけれども、それは間違いないですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 多分そうだと思います。我々発注者としては、適正な手続にのっとって、それぞれ落札、入札をやってございますので。

○平良昭一委員 そうなれば課徴金と違約金との関連性というのは、県は全く違うという見解をお持ちでしょうか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 課徴金につきましてはこれは行政法規でございまして、これに違反したも者につきましては行政罰、罰金ということでとらえているものでございますけれども、違約金につきましてはあくまでも民の契約

でそれぞれが約束した者に拘束されるということでもあります。

○平良昭一委員 そうであれば、公正取引委員会と国土交通省は全く違う立場の中でその問題を取り組んでいると理解してよろしいですね。

○喜瀬普一郎土木企画課長 少なくとも課徴金と損害賠償金とは切り離されて考えられるべきだと思います。

○平良昭一委員 そうであれば、発注者側の県はこの課徴金については全くノータッチだという判断になりますよね。この損害賠償金に対しての請求の仕方というのは、あくまでもこれは県が独自に考えてきたものだと思ってもいいのでしょうか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 沖縄県は10%という形で違約金条項を平成15年1月1日から盛り込んでございますけれども、これは全国的な流れの中で、国あるいは各県・政令指定都市などが平成14年から平成16年の間に、ほぼ同じようなモデルをもとにしてつくってございますので、全国的な流れの中で沖縄県としてはこういった違約金条項をつくっております。

○平良昭一委員 国土交通省あたりの考え方も私は聞いてきたんですけども、あくまでも考え方の主体となるのは県の考え方であるという認識を私は持ちました。県がどういう形の中でこの違約金を徴収してくるか、そしてまたどれぐらい軽減をしていくかというのは県任せであると。県がどれだけ作業をしてきたかの結果を見て、国土交通省が判断をするという形になっていくと我々は判断したんですよ、聞いた中では。その辺は国土交通省から10%を取りなさいということではありませんよね。

○喜瀬普一郎土木企画課長 国土交通省は特に10%取りなさいということは言っていないんですけども、違約金条項があればそれなりの違約金が取られて、国に補助金の返還がなされるべきであろうという考え方は持っているように思っております。

○平良昭一委員 これは県の勝手な思いつきではないかなと私は思いますよ。あくまでも主体は県サイドの問題であって、実情に応じた調査をしながらそれなりの対応をするのであれば、それに対しては国土交通省はそんなに口出しは

してこないと、これまでの対応の中で私は感じたんですよ。その辺をもっと県の独自の主体性を持ちながら、現在の状況を緩和しながらやっていけるような状況づくりは必要だと思いますけれども、その辺はどうお考えですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 先ほども申しあげましたけれども、民民の契約でございますので、今後の民事調停の中でいろんな建設業者の状況なども含めて総合的に勘案して、住民訴訟の問題とかそれも含めまして調停の中で協議してまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 先ほど新垣委員からもありましたように、皆様方の頭の中には県民に損害を与えてはいけないと、これは確かなものですよ。しかし、建設業者も県民であることは忘れないでください。今の状況の中で、大変苦しんでいる県民というのも一この業者も県民なんですよ。その辺を十分に配慮していただきたいと思っております。

それと陳情第194号の2ですけれども、中城湾港新港地区に関する陳情の中でどうもちょっと意味がわからないものがありまして、港湾管理組合を設置してくれという要求でありますけれども、それに関しての処理概要の中で、負担がかかるからだめだということだけで片づけていいものかなと。3市2町2村にまたがる広大なものですよね。それをただ財政的にかかるからということだけで、要求されてきているものに関してそういう断り方というのはちょっといかがなものかなと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○神田豪港湾課長 現在は県が管理者としていろんな経費やら何やらを負担しております。管理組合を設置する場合は、いわゆる市町村が一緒になって職員のパ遣とか経費とかを払うことになります。そういうことについて今現在、市町村からのそういう要望はございません。経費がかかることについて、市町村が多分こういうことは困難になることではないかと考えております。

○平良昭一委員 これは市町村に投げかけましたか、こういう要請がきて。どうでしょうか。

○神田豪港湾課長 今現在、まだ投げかけておりません。

○平良昭一委員 これだけ多くの市町村が絡んでくるわけですから、それに対して地方公共団体の浮き沈みも、この港湾のかかわりによってはあるわけです

よね。その辺はちゃんとそういう要求があるのであれば、1回は各市町村に投げかけてやるべきではないかなと思いますけれどもね。那覇市はありますよね、安謝を中心にしたもの。それがあわけですから、そういう協議の場というものを求めているのではないですか。

○**神田豪港湾課長** 那覇港は逆に最初は那覇市が管理しておりまして、それに県が参加するというような逆の形であります。この陳情の趣旨なんですけれども、この管理組合という言葉になっておりますけれども、趣旨を聞きますと実は新港地区の土地利用ですね、立地企業に対する土地の売却とか賃貸とか、それは企業立地推進課という他部の業務です。いわゆる港湾施設ですね、港のいろいろな管理面、使用許可とかは港湾課でやっております。この辺の立地企業が、この場合は港湾課、あの場合は企業立地推進課ということで、非常に不便だというのが趣旨らしいんです。ということで、我がほうは企業立地推進課と連絡を密にして、その辺はうまくいくように頑張っていきたいと考えております。

○**平良昭一委員** まさしくそのとおりなんですよ。この方々は運輸関係の、そして船の乗り入れのことにに関して、どこに相談していいかわからない。片や港湾課、企業立地推進課、どちらも逃げているんですよ。だから窓口を一つにして全部で協議できるような場所をつくってくれというのがねらいなんですよね。それをわかっているのであれば、なぜ今までそういうことをしてきたかと。反省の上に立たないといけないところがあると思いますよ。その辺はどうでしょうか。

○**神田豪港湾課長** そういう協議会は現在ありまして、今回も陳情を受けまして、また協議会と一緒にあって、この問題に対して回答なり、また相手の答え、その辺を勘案しながら善後策をまた考えていきたいと思っております。

○**平良昭一委員** 情報が開示されていないというような意見がたくさん出ていますけれども、県のほうが全然情報を開示してくれないと。いわゆる試験的に船を入れようという、実験をしようということも過去にはあったらしくて、それに対しての考え方も全くオープンにしてくれないということで、そういう意見が出てきていますけれども、それもこういうものにつながっていると思いますけれどもいかがなものでしょうか。

○**神田豪港湾課長** 今回また定期船の就航実験ということで行う予定としておりますので、今立ち上げております協議会などで情報を開示していきながら、スムーズに進むようにやっていきたいと考えております。

○**平良昭一委員** 先ほどの質疑の中で、ガントリークレーンを設置する目的が、予定は今はないというお話でしたけれども、コンテナ船が着くにはもうそれは最大の条件ではないですか。ガントリークレーンなんてない港なんかには普通は来ませんよ。そういうものを考えて港をつくってきたのでしょうかね。

○**神田豪港湾課長** 先ほどの御質疑は、今現在、西埠頭でガントリークレーンがたしか3台あって、民間のほうで運営されております。それに対していわゆる県のほうが、そこに参入をするという話でしたけれども、それは民間で今やっていることですし、官のほうが入ってくるのは適切ではないと。平良委員が言われるガントリークレーンにつきましてはコンテナ対応でして、東埠頭でコンテナ対応ということでやりますけれども、東埠頭の使用状況、その辺を勘案しながらガントリークレーンについては今後検討していきたいと考えております。

○**平良昭一委員** ガントリークレーンが設置できないような地盤と説明されましたけれども。

○**神田豪港湾課長** 中城湾港新港地区は土質はよくないんですけれども、基礎はそれなりに手当てをすれば、例えば家を建てる時に地盤が悪いのはくいを打つとか、金をかければそれはできることはできますけれども、ただ金をかけすぎると費用対効果とかいろんな問題がまた別に発生しますので、この辺を勘案しながらまた利用状況をですね、ガントリークレーンの必要性などを勘案しながら、将来検討していきたいと考えております。

○**平良昭一委員** 運輸会社からしてみたら、ガントリークレーンのない港なんかには着けませんよ。この港が本当にどのような形の中で沖縄県で機能していくかというのは、もうその辺が中心になると思いますよ。その辺は十分に考えてもらいたいと思います。

それと、港湾内道路の要請がきていますよね。今、一般道路を使ってやっていますけれども、これはこれだけ広大な港をつくる時に最初から計画に入っていなかったんですか、不思議でたまらない。

○**神田豪港湾課長** いわゆる臨港道路といわれているのは、たくさんといますか、必要に応じて道路はあります。今、要望の中身は西埠頭と東埠頭がございまして、当然西埠頭と東埠頭は現在道路でつながっております。設置の要望は港湾内、いわゆるさくの中でしたらナンバーの要らない車両が通行できます。そういうことも含めて、西埠頭から東埠頭に仮にナンバーの要らないようなもので移動できたら、利便性ももっと上がるのではないかとということで要望があると認識しております。

○**平良昭一委員** これはつくれる場所がありますか。今は緑地帯ですよ、道路をつくらうとしたら公園になっているところ。現場を私は見てきましたけれども、それをぶち壊すしかないのかなと思ってはいますけれども、この可能性として道路をつくるスペースはありますか。

○**神田豪港湾課長** 緑地を壊すとかそういうことは全く考えておりませんけれども、ただ、今4車線道路がございまして、その4車線道路の半分を使ってはどうかというような案があるんですけども、この辺も一般供用している道路をですね、今まで使っている道を半分なくすとかそういうことになりますので、この辺もまたいろいろ大きな問題が出てくるかと考えております。

○**平良昭一委員** この東地区の問題も、要するに西には大きい港がたくさんありますけれども、東海岸に対してはかなり厳しい状況であるし、関係する市町村というものはかなりこれに期待している部分も多いと思いますので、私にしてみたらこんな大きな港であるけれども、設計の段階からそういうこともやられていなかったのではないかなという疑念があるんですけども、もうその辺は十分今後の対処を頑張ってもらいたいと思っています。以上です。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございせんか。
新垣哲司委員。

○**新垣哲司委員** 陳情第199号の損害賠償額の軽減についてですけども、今まででほとんど意見は出ていると思うんですが、ただ調停をやっているわけですよ。お互いに歩み寄りをするというところで、これは弁護士任せですか。どうですか、双方の。

○喜瀬普一郎土木企画課長 一応、県のほうも顧問の弁護士を立てておりまして、それから相手方、特Aクラス業者は2人の弁護士が出ております。基本的にはその弁護士の中で法律的な議論とかをやっていただいていますけれども、我々はまた県サイドの話、またあちら方は業者のほうとして同じテーブルに着いておりますので、それぞれの内実を話ししております。

○新垣哲司委員 特Aクラス業者は特Aクラス業者でそれは出して、Aクラス業者はAクラス業者でやっぱり弁護団をつけているのではないですか、どうですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 はい、Aクラス業者の調停におきましても、2人の弁護士がついておられます。

○新垣哲司委員 一番大事なことはやはり皆さんの意見、県の意見をしっかりお互いの弁護団に今の状況、県における経済状況、あるいはこの特Aクラス業者、Aクラス業者の今の体力、いつまでもつかということですね、その辺が非常に心配される場所なんですよね。皆さん方の処理概要においても、業界の意見をよく聞いて紳士的に解決していきたいと、こういうふうにしっかきされているわけですから。そのためにはですね、10%あるのは7%とか5%とかいろんな意見があると思うんですよね、場合によっては3%とか。私から何%かということは皆さんに質疑できないんですがね。それは言える範囲内が皆さんにはあると思うんですが、いずれにしてもどうですか、土木企画課長。調停のほうで自信はありますか。この2月までにもうそろそろ決断を下さねばならないと、そういう状況にきて、状況としてはどうですか。前向きにできるかそれとも非常に厳しいのかどうか、その辺をちょっと言える範囲でお願いします。

○喜瀬普一郎土木企画課長 特Aクラス業者に関しましては、今年の8月から一先月12月2日に第7回の調停を終えておりますけれども、その前の第6回というのが4月に行われているんですね。8カ月の間があったんですけども、今度は相手方の弁護士がかわってきて、去年の冬、ちょうど12月ごろに一定の歩み寄りがあったように見えたものが、振り出しに戻った状況になっていますので、果たしてこれまでどおりスムーズにいくかどうかはよくわからないんですけども、再度仕切り直しということで県としては一生懸命頑張って協議をしていきたいと考えております。

○新垣哲司委員　こういう大事な問題というのは、振り出しに戻ったり、また先に行ったり前に戻ったり、いろいろとあると思うんですよ。そこを粘り強くお互いが時間をかけて、しっかり双方のことも考えながら決断を下すということも大事でありますので、毎日のように時間は費やしてなくなるんですが、私は最終的にこれは県の一存だと思うんですよ。県がしっかりすればと、そういう気がしてなりませんので、いろいろとまた民事訴訟も心配されるかもしれませんが、今の現状の建設業界が今日までの長い間、この業界の皆さんが沖縄の地域の発展のために、このこともしっかり加味して頑張っていたきたいと。私たちもそれはまた、県議会が終わってからしっかりどういう形になるかわかりませんが、双方の顔が立つようにと言うとおかしいんですが、双方が立派に和解できるような形で進めていきたいなど、委員としてもこう思っております。最後まで気を抜かないで頑張ってください。以上です。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はございませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員　幾つかお聞きしますが、この11月に提案の予定だった訴えの提起ですね。今回は見送ったようですが、この訴えの提起については今後の県の取り扱い方針はどうなりますか。

○喜瀬普一郎土木企画課長　我々は11月に一応提案しようとしていたんですけれども、いろいろと建設業者それから与野党の議員の御意見を伺って、それから最終的には知事の決断で、今回議案として出さなかったんですけれども、基本的にはこれまで3年半ずっと決着がつかず、また特Aクラス業者の調停が8カ月間先が見えなかったものですから、そういった形でより中立で公正な立場で判断できる裁判所のほうに全企業に出ていただいて、その中で判決に至らなくても和解を目指して、いい結果が出せないかなと思っていました。ですからそれよりもいろんな話の中では、今の調停を続けてもらいたいという意見がございましたので、一応調停で協議してまいりたいと思っておりますけれども、ただ先ほども申し上げましたけれども、話が振り出しに戻りましたので、今後の話はまた少し厳しいものがあるかなと。2月とかそういった形ではまとまらないのではないかなと思っております。またいろいろ調停のぐあいを見ながら、今後どうするべきかを検討してまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員　では調停を進める上で、2月議会にまた出すという予定では

ないということによろしいですか。

○仲田文昭土木建築部長 2月議会になるかどうかは別に—今申し上げられることは、我々はまず調停のほうで全力で和解を図りたいと。ただし全員がこの調停の中に入っているわけではなくて、意見が一つではないという—たとえ1社であってもそういうことがこの調停に入らないとか、調停案をのめないということも全くないということではありません。ですがこの辺の一にも二にも、この調停の状況を見ながらその辺のことは、まあ全体を私どもは対象にしておりますので、この辺を見ながら裁判に出すのかということを考えて、またその中でたとえ裁判に訴えたとしても、その前段の和解と言うんですか、それをまず次の段階としては目指すと。どうしようもないという最終的なところで裁判には上げるということは、ある時期がくれば仕方がない状況が出てくるのではないかと思いますけれども、今の時点では私どもはこの調停を再開しましたので、その中で精力的に話し合いを詰めていきたいと考えています。

○高嶺善伸委員 調停に参加していない企業が69社あるそうですけれども、建設業界の代表の皆さんに参考人としてお話を聞いたら、不参加の企業も調停が成立したら、全員同意してくれるものだと考えているという説明があったことは念のために申し入れておきたいと思います。それで、ざっと契約金額の10%というと110億円余るわけですよ。業界の体力からすると、この前の参考人の話だとこれだけは全然払えないと、できるだけ17億円とかそのあたりまで減額してこないと払えないという趣旨の話が聞こえたわけです。この根拠は何かというのをひとつ確認しておきたいんですけれども、例えば平成14年の契約、皆さんは最初は土木委員会での説明は、明記されていない平成14年については今後、国等とも相談してどうするか取り扱いを決めますということだったんですよ、平成18年ですね。その後国と協議したのかどうかわかりませんが、県の基本的な方針が示されたときには、平成14年についても民法第709条かで請求しますということで示しましたけれども、Aクラス業者には請求しないと、これは特Aクラス業者だけだということになりました。この説明を聞いていると、建設業者は弁護士と相談して、平成14年以前は払う責任はないのではないかと、根拠が見当たらないと、徹底的に戦うというような話もあって、皆さんが県議会に説明している根拠、全国の事例、裁判の事例等々からしてなかなかゼロには難しいはずだかなと思うんですけれども、やっぱり調停を考えている業者は、いやこれは払えないという、もうこの差が大きいんですね。これは20億円近くあるわけだから、これらについて皆さんは国と相談して、こう

いうことで明記はされていないけれども、場合によっては減額していいのか、これは県のある程度の一存でというか、調停によってはかなり取れない場合もあるよ、ということのを非公式に相談して、落とすどころというのも皆さんには努力が必要じゃないかと思うんですよ。去年から調停を始めて、ある程度まできて今度はまた振り出しに戻ったというんだが、県はやっぱり何を努力するかといったら、もし調停が成立しなかったら裁判に出すよではなくてね、国とできるだけ協議をして、できるだけ減免をするという努力が必要じゃないかと思うんですけれどもね。この辺の国との協議の経過で、当初の考え方と大分歩み寄りができそうな考え方の変更が出てきたのかどうか、ちょっと聞かせてくれませんか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 平成14年、平成15年の問題につきましても、国にいい事例がないかということで、3年ぐらい前から相談を申し上げてきたんですけれども、一つだけ言えることは、これはもう県と企業の問題であるだろうと、国としてはアドバイスというのには上げられないよと、皆さん方の考えですよとおっしゃっていました。しかしながら一つには平成14年のJVの問題につきましては、沖縄県の事例を説明申し上げまして、同じような事例が国にあったものですから、そういった形で違約金条項のないところについては、やはりAクラス業者については責任を問えないだろうという国と同じような判断をして、今のような形になっているのがいわゆる成果でございます。

○高嶺善伸委員 これは話し合いによってね、このAクラス業者にまでは連帯責任を問えないというの、国との協議のやっぱり前進した結論だと思うんですよね。では特Aクラス業者についてどうするかについても、違約金の今10%請求というものをどれだけ見直せるかについても、今後まだまだ協議ができるのではないかなということで申し上げておきたいと思います。それから平成15年、平成16年ですけれども、皆さん最高裁判所の判決で平成10年4月14日のを持ち出していますよね。それをもう一度説明してください。

○喜瀬普一郎土木企画課長 この事案をですね、いろいろ複雑なものが絡み合っておりますけれども、この共同企業体の責任ということにつきましても、要旨を説明申し上げますと、共同企業体の各構成員は、共同企業体はその事業のために第三者に対して負担した債務につき、商法第511条第1項により連帯債務を負うと解するのが相当であるということで結論づけておりまして、基本的には「共同企業体は民法上の組合の性質を有するものであり、共同企業体の債務に

については、共同企業体の財産がその引き当てとなるとともに、各構成員がその固有の財産をもって弁済すべき債務を負うと解されるどころ、各共同企業体の構成員が会社である場合には、会社が共同企業体を結成してその構成員として、共同企業体の事業を行う行為は会社の営業のためにする行為にほかならず、共同企業体はその事業者のために第三者に対して負担した債務につき、構成員が負う債務は連帯責任である」というような形の判決を出してございます。

○高嶺善伸委員 それでね、これは国の話なんですけれども、構成員のAクラス業者は認定されていないと、課徴金も納めていないしその行政罰の及ばない構成員だということで、この判決があってもなおかつ沖縄の事例の場合、違約金条項はあっても、これを損害賠償の対象から外すことはできないだろうかという立場で協議をしてはいないんですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 今、Aクラス業者とは第3回の調停が終わったばかりで、お互いの主張を確認し合いながらいろいろと調整をしているところでございます。今、高嶺委員がおっしゃったような形でもAクラス業者のほうからは意見が出されておりますけれども、それを検討しているところであります。この件につきましては、平成18年から平成19年のころに、県としてはこの解釈をとっているけれどもどうかという話をしておりますけれども、これは基本的には県の解釈に任せますと、国としては県の規約にどうこうという筋合いのものではございませんというような話をしております。

○高嶺善伸委員 では国からそういうふうにある程度、これはもう県の判断によるところが大きいよということまではもらえたわけですよ。そこでね、今度はその特Aクラス業者に対する10%の違約金なんですけれども、これはやはり調停というのは詰まるどころ、県が請求する10%と、いやこれだけしか払えないのでこれだけにしてくれないかという差をどう詰めていくかなんですよ。だから皆さんは違約金10%を明記はしているけれども、業界の支払能力とか、あるいは調停委員のアドバイス等によっては10%にこだわらないということも、県の判断としては持っておりますか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 違約金条項というのは原則として守らなければいけないと思っておりますけれども、このような建設業界の特段の事情とかございましたら、我々としては先ほども申し上げておりますけれども、補助金返還の問題とか、それから住民訴訟の問題とか、それを総合的に勘案して検討して

まいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 このように一つ一つ理詰めで国とも協議して、補助金を返還しなくてもいいぎりぎりの範囲で、県が主体的に対応をすれば国のほうも了解ですという線を県は独自に調停と別に、やっぱり建設業をどう育成するかという立場で詰めていってもらいたいと思います。

別の点について1点だけお聞きします。先ほど管理組合の設置の話もあって、県議会への陳情の際にやっぱり企業立地推進課が今行き詰まっている問題をどこに課題があるかということ、やっぱり土木建築部の港湾課の施設、あるいは企画部の交通政策課、もうみんな絡み合っているんですよ。だからなかなか港湾課だけでもできないものがあるわけですよ。それで協議の場というのがどういう形で機能するのかなと大変心配しておりました。そこで今、国際物流戦略チームが関係者と調整をして社会実験を行おうということが決まったそうですが、それについて具体的に教えてください。

○神田豪港湾課長 新港地区は定期航路がないということで、平成20年2月に国際物流戦略チームにおいて、新港地区での定期船の就航に向けて社会実験を行うことが提言されて、今年度内に現在やるということで関係者、実際に使う船主とか営業する中古車屋とか、そういうところと国際物流戦略チームのほうで今作業をしているところであります。

○高嶺善伸委員 これは観光商工部が中心ですか、それとも土木建築部が中心ですか。もう少し推進母体というか調整する窓口がどこか教えてくださいませんか。

○神田豪港湾課長 構成としましては、本部長は沖縄県商工会議所連合会会長、副本部長が沖縄経済同友会代表幹事及び沖縄県経営者協会会長、事務局は沖縄県商工会議所連合会と沖縄総合事務局開発建設部となっております。

○高嶺善伸委員 そうすると県の関与はどのようになっているんですか。

○神田豪港湾課長 先ほど言った経済団体、それから物流関係団体、そして行政関係といたしまして那覇市長、浦添市長、沖縄市長、うるま市長、沖縄県土木建築部長、観光商工部長、あとは那覇港管理組合の副管理者、大阪航空局飛行場部長、沖縄地区税関次長、那覇検疫所長、第11管区海上保安本部次長、沖縄総合事務局経済産業部長、運輸部長、開発建設部長となっております。

○高嶺善伸委員 それでは土木建築部長も入っていることがわかりましたのでお聞きしますけれども、やっぱり社会実験となると、船をチャーターしたりいろいろ必要貨物量の想定等と、具体的な詰めがないと実際にはできませんが、対象となる船会社は内定しているのか、大体今見込める貨物とか所要の予算などについてはどういう状況ですか。

○神田豪港湾課長 船会社は今調整中と聞いております。予算は今手元にありませんけれども、対象貨物は主に中古車などを想定しております。

○高嶺善伸委員 それで、これは定期就航船に向けてということだからこの社会実験が成功すると、その船会社が継続的に就航するという可能性を含めた社会実験なのか、それとも1回きりの社会実験なのか、その辺はどうなんですか。

○神田豪港湾課長 今1回か2回ということで予定しておりますけれども、この実験でいろんな問題ですね、例えば船が接岸するときとか、接岸した後の貨物の取り扱いとか、そのような問題を抽出して今後の定期船就航に向けてやっていきたいと。つまり、実験した会社がそのまま継続してやることではありません。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○當山真市委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情第194号の2の審査を行います。

ただいまの陳情1件について、企業局長の説明を求めます。

宮城嗣三企業局長。

○宮城嗣三企業局長 ただいまの議題であります陳情第194号の2平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情の記の5、工業用水料金の設定につきまして、処理概要を御説明いたします。

工業用水の料金については、沖縄県工業用水道料金徴収条例第3条で基本料金が1立方メートル当たり35円、超過料金が1立方メートル当たり70円にそれぞれ消費税額を加えた額となっており、給水区域一律の料金となっております。

また、工業用水道事業の運営につきましては独立採算となっておりますが、計画給水量に対して需要が低迷しているため、料金収入だけでは運営できず、先行投資分の施設に係る維持経費等については、一般会計からの繰り入れを行っているものの、累積赤字を抱えている状況です。

このような状況から、今後とも関係部局と連携を図りながら、需要開拓に努め、経営の健全化及び効率化を図り、当面は現行料金の維持に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當山眞市委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 この地域の方々の意見を聞いてみますと、水道料が大変高いということで、立地条件が悪いなど本土から参入してきた企業の方々の話でしたけれども、製造業の中では独自で地下水を水源として持って、企業が成り立っているのが普通だということで、この場所は地下水も到底できないということで、工業用水に頼らなければいけないということの中で、どうしても料金が高くて企業としての財源を圧迫しているというような意見が大多数だったんですよ。そういう面では、確かに今の状況ではインフラストラクチャー整備を一赤字だということで、この地域にとっては赤字かもしれないけれども、企業局全体にとってみればそうではないわけですから、企業誘致の観点の中から特段の配慮ができるような状況づくりはできないのでしょうか。

○宮城嗣三企業局長 工業用水の料金につきましては、料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものであることというものと、あと1点、工業用水道事業法というのがございまして、その中では、特定のものに対し、不当な差別的な取り扱いをするものではないことという規定がございします。私どもは沖縄県工業用水道料金徴収条例で給水地域を一律にするという観点がございまして、企業局の料金体系の中では、この地域だけを格安にするということは今のところできないと判断しております。

○平良昭一委員 特別自由貿易地域、そして工業地域、入ってくる方々にとってみたら魅力があるところではあると思うんですよね。しかし企業が成り立つか成り立たないか、特に製造業の方々の水の量というのは相当な量が必要だということで、今のような状況だと、せっかく来ているけれども撤退せざるを得ないという業者も、3社ぐらいもうぎらに挙がっているらしいですよ。いつでも引き上げないといけない準備をしていると。そういうところをかんがみて、やっぱり特別な地域として認定してきているような状況があるわけですから、そういう企業局の中での料金の決まりがあるかもしれませんけれども、状況を踏まえて特別地域という扱いということはどうも全く不可能なのかどうかですね。

○宮城嗣三企業局長 先ほど説明しましたように、工業用水道事業法では、やっぱり特定のものに対し不当な差別的取り扱いをするものではないことというのがございまして、うちの企業局の段階では、今の料金については一律という原則を守らざるを得ないだろうと考えております。ただ補足ではございしますが全国的な話では、例えばある特定地域にやる場合は補助金等々で、別のサイドで企業局ではない部分で考えられているのかなというのは一応聞いております。

○平良昭一委員 企業の中身についても、水を相当使う企業もあればそんなに使わない企業もありますよね。そういう面であれば、もうこの地域に関しては、水道を使う分に関してはもう誘致できないような状況になりますよ。だからせっかくそういう独自のなものをつくっているわけですから、その辺に対応するような条例改正も私は視野に入れてやるべきだと思いますけれども、その辺は全く企業局独自では、もう今まで決まっているとおりにはしかできないということで、別の支援をお願いするという立場しかないのかですね。

○宮城嗣三企業局長 我々も今の件に関してはいろいろと検討してみたんですけども、全国的に工業用水道事業をやっている部分をいろいろ調べてみても、やっぱり工業用水道事業サイドからは限界があると考えております。

○平良昭一委員 特別自由貿易地域あたりは一国二制度をやれというようなことも、県議会の中でどんどん出てきていますけれども、企業誘致の点からすると私は県もその辺まで踏み込んで、やわらかく回転していかないといけないと思いますけれどもね。本当にもうこんなにかたい頭の中でこれからもやっていくおつもりですかね。

○宮城嗣三企業局長 先ほども申しあげましたように、工業用水道事業法の法律の中で今いう差別的な取り扱いはできないものですから、例えば平良委員がおっしゃる、ある一定の特定の地域だけ料金を安くするという制度的な部分については、工業用水道事業の中ではどうも難しいということですね。ただ、別の県等々を見ますと、やっぱり企業誘致の絡みで別のサイドで補助金等を出して措置しているという部分は見られます。

○平良昭一委員 企業局はそのような形であれば、もうほかの面で優遇措置を考えていくしかないのかなと思いますけれども、私にはもうちょっと考えてほしいなというのがありますね。全国的なものも照らし合わせて、その事例がないというかもしれませんけれども、我々沖縄県は沖縄県なりの独自の制度があってもおかしくはないと思いますので、その辺をもっと研究の課題としてやってもらいたいと思っています。以上です。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 今の平良委員の質疑に関連して、元総務部長ですし知事部局の全体的なことをみんな把握しておられると思うんですけどもね。これは企業立地推進課あたりは新規の企業はなかなか誘致できない、今ある企業も経営難で撤退の可能性がある、だとしたら観光商工部あたり、あるいはまた企業立地推進課のほうから企業局に何とかできないかという相談は一度でもありましたか。

○宮城嗣三企業局長 全般的な話で、実は先ほど申し上げましたように、今3万トンの計画水量に対しまして、大体1万4000トンぐらいしか供給してございません。その分については先行的な投資経費については、実は一般会計から繰り入れをさせていただいております。それ以外に観光商工部サイドから、ある特定の地域について料金を安くしてほしいという話は、私のほうは今のところは聞いてございません。

○高嶺善伸委員 いや、そうだと私も知っているものだから寂しいなと思って、やっぱり各部局連携をして、企業局長はかつて第一線でばりばりしていたのでみんなの事情を知っているので、一般会計の繰り入れを水増しするとかいろいろな方向で何か方法があるのかもしれないけれども、少なくとも当事者の観光商工部からは非常に厳しいと、だからこの工業用水の需要も伸びない中で、さらに今後給水事業が減ってきていったら大変だから、落とすところを一度ぐらい協議してもいいような気がしますので、相談がなかったら企業局長から土木委員会でこういう話があったと、どうなっているかというぐらいはちょっと相談してみてください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 一般会計から補助金の繰り入れという形で、僕が市町村のときに出していると思うんですが、水道企業にですね。これは独立採算はそうだけれども、とてもじゃないけれども難しいのでですね。その補助金の出し方として、先ほど高嶺委員が言ったように、元総務部長としてはどういう方法があると思いますか。

○宮城嗣三企業局長 先ほども申し上げましたように、例えば全県一律の工業用水の料金設定について、我々は特に異存はないわけですね。したがってまして工業用水料金が全県一律で高いから、その分だけ一般会計から何らかの形で助成があって、繰入金等々があって工業用水料金について考えてくれということであれば、我々サイドも全県一律の料金という観点からしますと対応できます。あと1点、この地区だけに工業用水料金を下げてくれという議論になりますと、先ほど申し上げましたように差別的な取り扱いができないものですから、それは企業局サイドではできませんということで、例えばその地区に限って何らかの形で補助金制度か何かをつくって、企業に対して一般会計サイドから助成す

るという方策は考えられると思います。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 昔からね、工業用水のほうは設備投資をしても利用するのがいなくて困っていると。だからいつも経営的には困難があるという、せっかく設備をしたけれども水はありますけれども、使う企業がないから困っているという話なんです、それであれば皆さん方はやっぱり使いやすいように水道料金を安くしてね、せっかく設備投資もしているんだから。当然還元して対処するというのが普通であって、今こういう商売だから買う側と売る側、基本的にこういう問題でしょう。自分たちはこれだけ高い値段でないと絶対売らないと言って、県民の税金であなたたちは設備投資しているのに、買い手もいるのに売らないというのはこんな商売では成り立たないよ、企業局長。難しいかもしれませんが、僕から言えば単純な話、それを検討してください。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當山真市委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○當山真市委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第9号議案沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は可決されました。

次に、乙第12号議案車両損傷事故に関する和解等についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は可決されました。

これより、乙第17号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** これについては反対です。

○**當山眞市委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第17号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○**當山眞市委員長** 挙手多数であります。

よって、乙第17号議案は可決されました。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 討論というわけではないけれども、指定管理者制度そのものが全国都道府県監査委員協議会連合会の中でも全部廃止すべきだという重要な発言も出るようになっていきますからね。そういう面では、やっぱり基本的には我が党は反対ですから、その旨で今度も反対します。

○**當山眞市委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第18号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○當山眞市委員長 挙手多数であります。

よって、乙第18号議案は可決されました。

次に、乙第23号議案県道の路線の一部廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案は可決されました。

次に、乙第24号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情34件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど採択した、陳情第199号沖縄県が請求する損害賠償額の軽減に関する陳情は、沖縄県知事へ決議を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として決議を提出することで意見の一致を見た。)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

議員提出議案としての県内建設業の安定に関する要請決議の提出及び文案等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市